

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、1999（平成11）年6月に「男女共同参画基本法」が制定されたことを受け、同年8月に男女共同参画社会の実現に向けた対策と、その関係施策のあり方について広く市民の意見を反映させ、今後の施策推進に資するため、「豊川市男女共同参画懇話会」を設置しました。その後、男女共同参画に関する市民の意見を把握するための意識調査を実施し、2001（平成13）年3月に「自立と支え合いの男女共同参画社会」を将来像に掲げた「とよかわ男女共同参画プラン」（第1次計画）を策定し、2004（平成16）年3月には、同計画を改訂しました。

2009（平成21）年4月1日からは男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指した「豊川市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2011（平成23）年3月には、2020年度を目標とする「豊川市男女共同参画基本計画」（第2次計画）を策定し、将来像である『自立と支え合いの男女共同参画社会』を目指す取組を継続し、2016（平成28）年3月には同計画の改訂を行いました。

2021（令和3）年3月には、第2次計画の計画期間が満了することから、「豊川市男女共同参画基本計画」（第3次計画）（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2025（令和7）年は、第3次計画の中間年度となることから、これまでの本市の取組について評価を行うとともに、男女共同参画計画をめぐる状況の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

## 2 計画期間

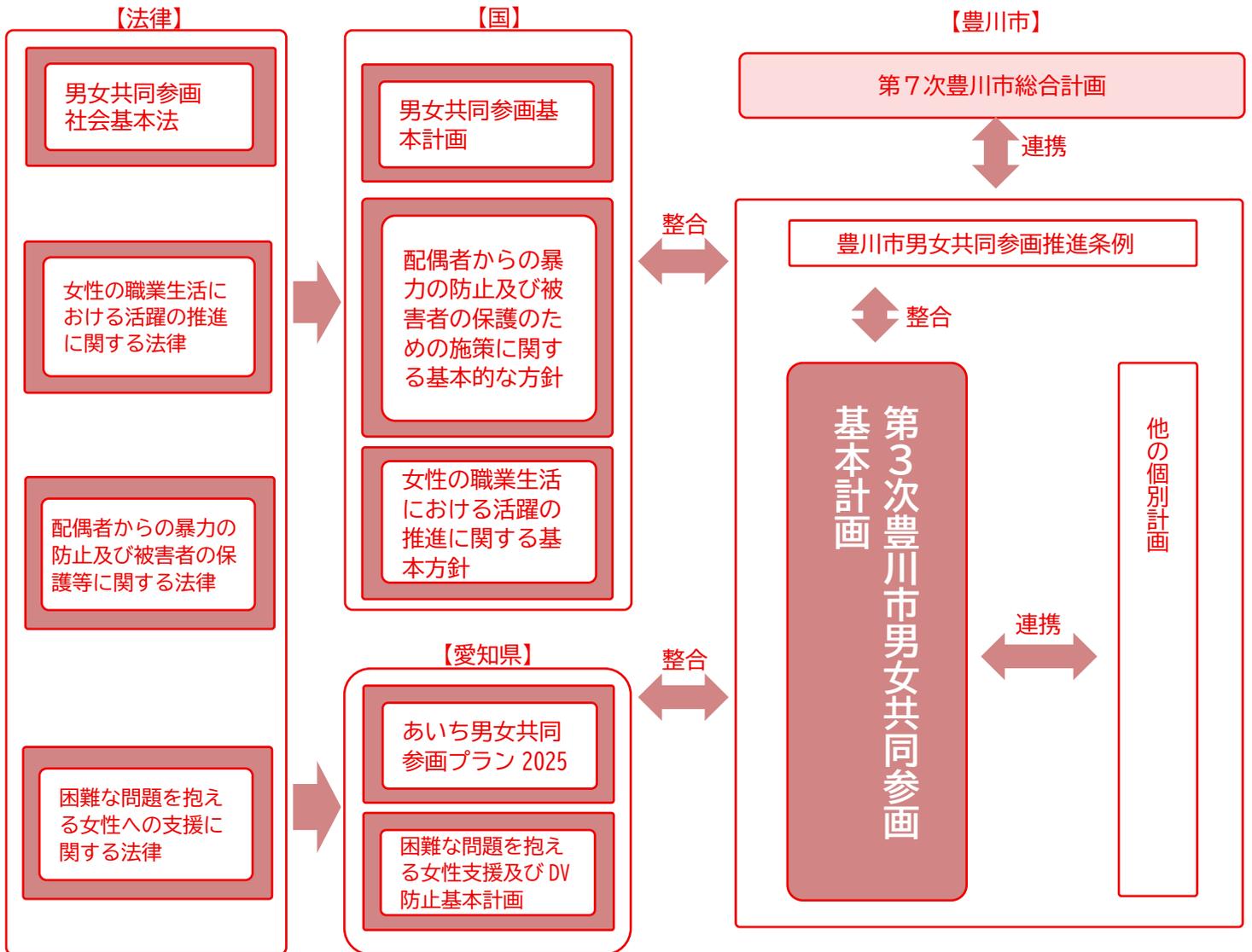
本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。また、計画期間の途中においても社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、2025（令和7）年度に必要に応じて計画の見直しを行いました。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「豊川市男女共同参画推進条例」第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、本計画の「基本目標2 個性と能力を發揮して活躍できるまち」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市

町村推進計画」として、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち 施策の方向11 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち 施策の方向10 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり」は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の3に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。



2015年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。本計画も、この「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識して策定しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



•本計画書の中で「※」の印のある言葉については、用語解説 P72～P73 で意味を説明しています

## 4 豊川市の男女共同参画の現状・課題

### (1) 人口・世帯の状況

#### ① 本市における人口及び世帯数の推移

本市の人口は、増加傾向で推移していましたが、近年は減少しており、2024（令和6）年10月1日時点では、183,812人、76,212世帯となっています。1世帯あたりの人員は減少傾向で、2024（令和6）年10月1日時点では、2.41人となっています。核家族化や高齢者の単身者世帯（単独世帯）の増加が世帯人数の減少を招いています。

本市における人口及び世帯数の推移

単位：人、%、世帯

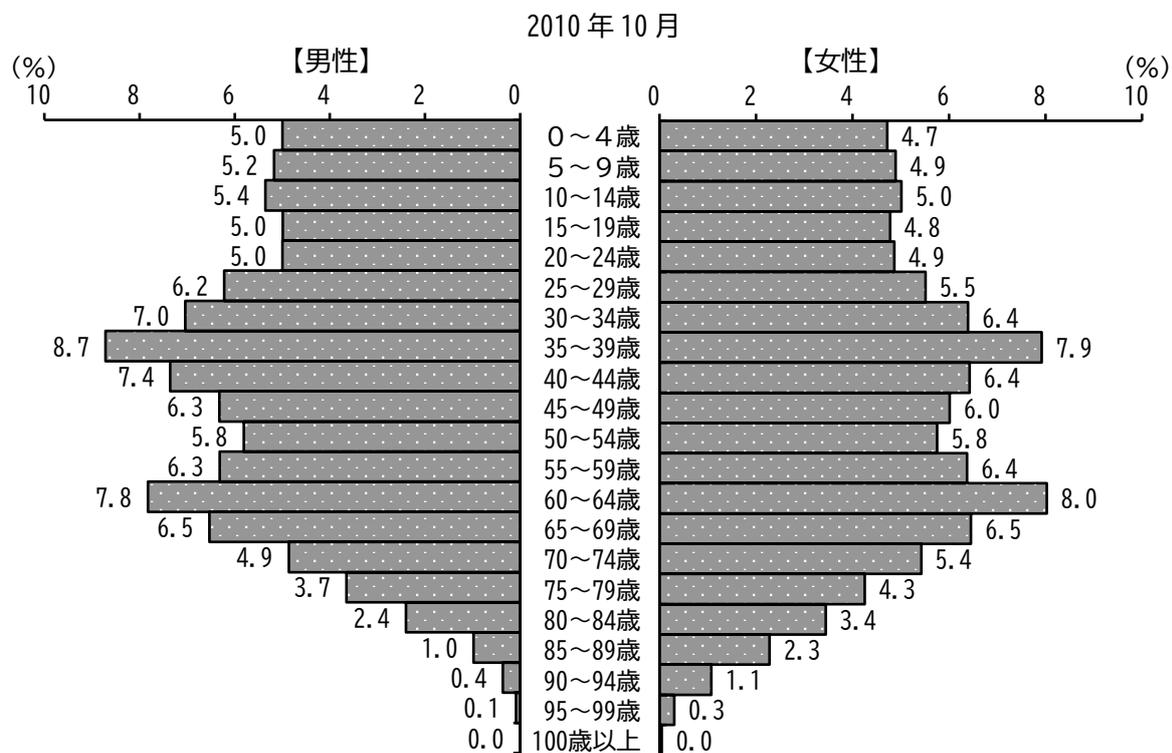
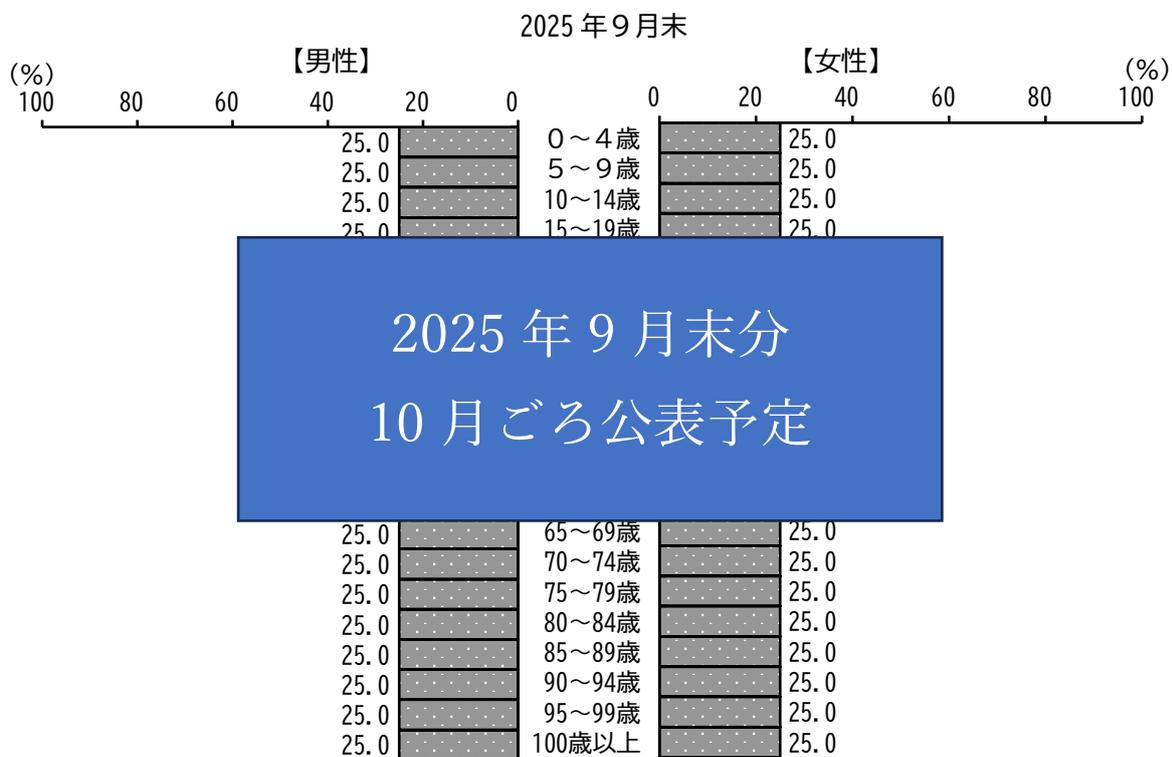
年次	人口				世帯数 (世帯)	1世帯当 たりの人 員(人)	備考
	総数(人)	伸び率 (%)	男性(人)	女性(人)			
1960年(昭和35年)	65,313	6.4	32,632	32,681	14,206	4.60	国勢調査
1965年(昭和40年)	75,171	15.1	37,559	37,612	17,796	4.22	//
1970年(昭和45年)	85,860	14.2	43,092	42,768	21,487	4.00	//
1975年(昭和50年)	98,223	14.4	49,170	49,053	25,530	3.85	//
1980年(昭和55年)	103,097	5.0	51,443	51,654	26,959	3.82	//
1985年(昭和60年)	107,430	4.2	53,442	53,988	30,082	3.57	//
1990年(平成2年)	111,730	4.0	55,724	56,006	33,254	3.36	//
1995年(平成7年)	114,380	2.4	56,820	57,560	36,000	3.18	//
2000年(平成12年)	117,327	2.6	58,297	59,030	38,893	3.02	//
2005年(平成17年)	120,967	3.1	60,337	60,630	42,308	2.86	//
2006年(平成18年)	137,964	14.1	69,072	68,892	48,545	2.84	人口調査 10.1
2007年(平成19年)	138,844	0.6	69,593	69,251	49,704	2.79	//
2008年(平成20年)	161,527	16.3	80,695	80,832	57,709	2.80	//
2009年(平成21年)	160,902	-0.4	80,234	80,668	57,865	2.78	//
2010年(平成22年)	181,928	13.1	90,328	91,600	64,904	2.80	国勢調査
2011年(平成23年)	181,733	-0.1	90,181	91,552	65,408	2.78	人口調査 10.1
2012年(平成24年)	181,150	-0.3	89,884	91,266	65,181	2.78	//
2013年(平成25年)	181,329	0.1	90,042	91,287	66,038	2.75	//
2014年(平成26年)	181,158	-0.1	90,072	91,086	66,813	2.71	//
2015年(平成27年)	182,436	0.7	90,869	91,567	67,976	2.68	国勢調査
2016年(平成28年)	182,931	0.3	91,049	91,882	69,059	2.65	人口調査 10.1
2017年(平成29年)	183,262	0.2	91,264	91,998	70,165	2.61	//
2018年(平成30年)	183,559	0.2	91,459	92,100	71,426	2.57	//
2019年(令和元年)	183,930	0.2	91,710	92,220	72,802	2.53	//
2020年(令和2年)	184,022	0.1	91,718	92,304	73,857	2.49	//
2021年(令和3年)	184,572	0.3	91,938	92,634	73,392	2.51	//
2022年(令和4年)	184,357	-0.1	91,862	92,495	74,177	2.49	//
2023年(令和5年)	184,245	-0.1	91,757	92,488	75,329	2.45	//
2024年(令和6年)	183,812	-0.2	91,360	92,452	76,212	2.41	//

※ 合併経歴：2006（平成18）年2月1日一宮町、2008（平成20）年1月15日音羽町・御津町、2010（平成22）年2月1日小坂井町。

資料：国勢調査、愛知県「あいちの人口（年報）」より作成。2010（平成22）年から2014（平成26）年は市民課住民登録データより作成。

## ② 性別・年齢階層別の人口構成比

年齢別人口割合について、2010（平成22）年と●年（令和●）年を比較すると、●（令和●）年は、団塊の世代である70歳代と団塊ジュニアと言われる第二次ベビーブーム層の40歳代後半の割合が高く、人口ピラミッドが15年スライドしていることがわかります。



※ 2010年は年齢不詳を含まない。

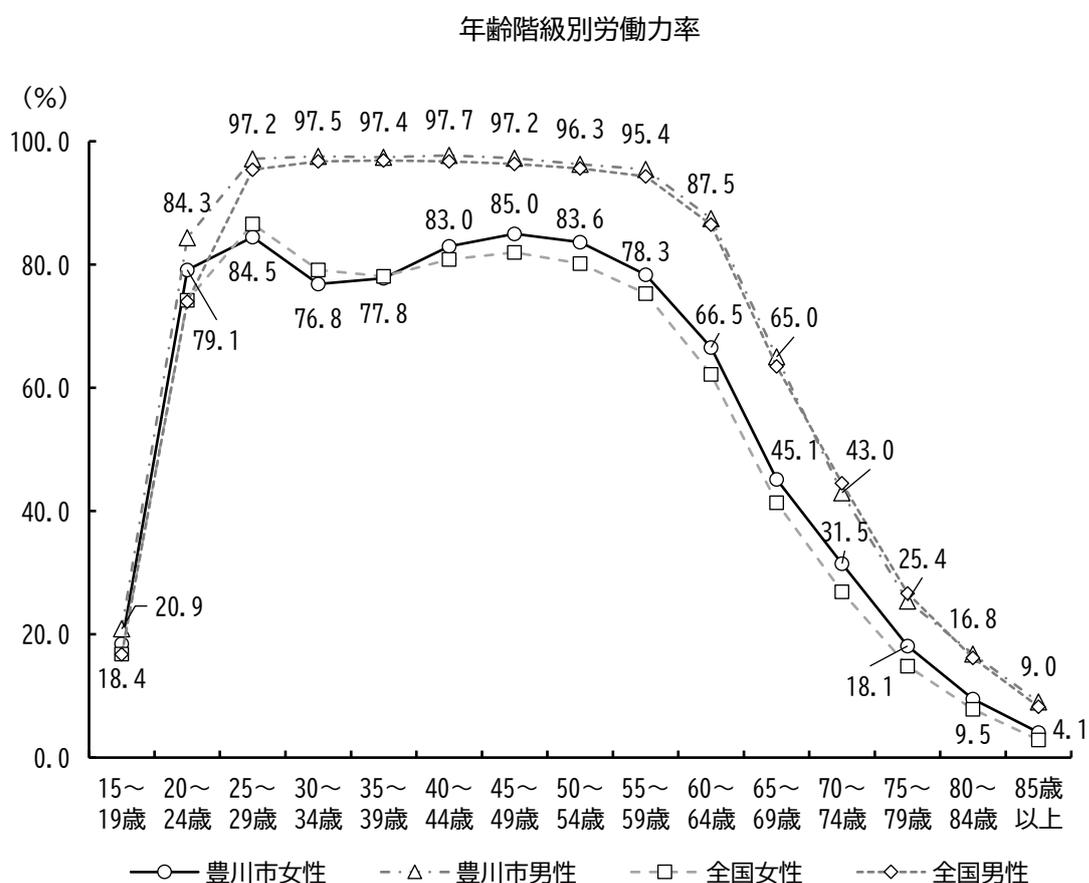
資料：国勢調査(2010年)、豊川市資料(2025年9月末)

## (2) 労働の状況

### ① 年齢階級別労働力率

本市における女性の労働力率は、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるいわゆる「Mカーブ」となっています。これは、結婚、出産、育児期に離職する女性が多いことによるものですが、24～29歳並びに30～34歳の労働力率は全国よりも低く、結婚、出産、育児期における働く環境整備が十分でないことが関係しているとも言えます。

このため、事務所における結婚、出産、育児期における女性の働く環境づくりを商工会議所等の経済界と連携しながら、改善していくことが重要です。

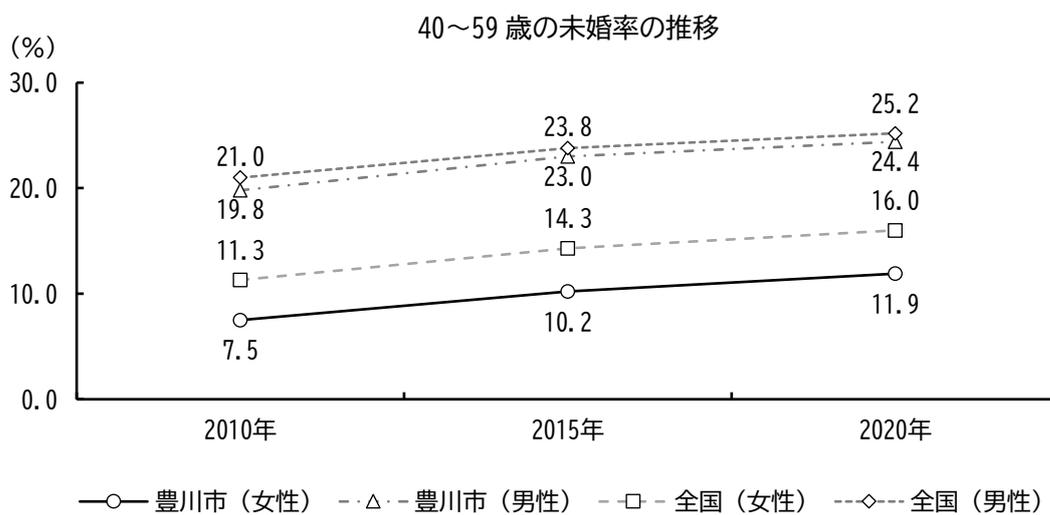


※ 労働力率 = (就業者数 + 完全失業者数 - 労働力状態不詳者数) / 総数 × 100

資料：国勢調査 2020（令和2）年 10月1日

## ② 40～59歳の未婚率の推移

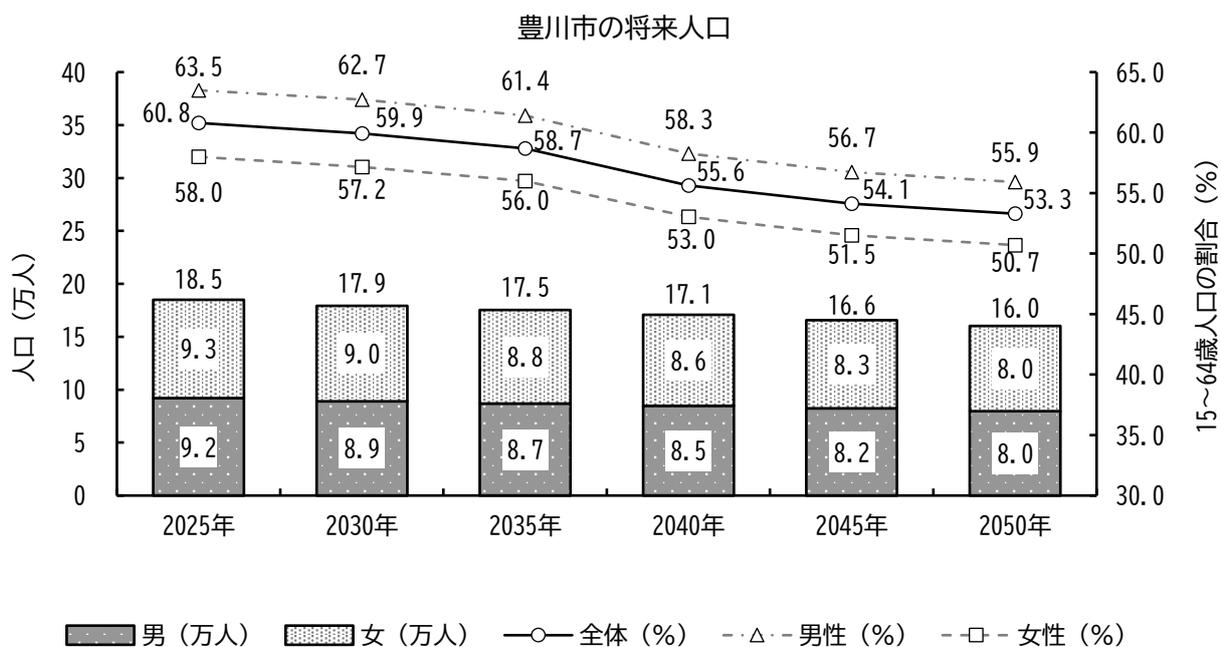
ライフスタイルや結婚観等の多様性が高まる中、未婚率は男女ともに高まりつつあり、**40～59歳の男性の未婚率は24.4%**で全国水準と同等程度であり、**女性の未婚率は11.9%**と低いものの、着実に上昇しています。こうした未婚率の高まりは、合計特殊出生率にも影響を及ぼし、少子化が加速していくこととなります。



※ 未婚率（%）＝未婚者／（未婚者＋有配偶者＋配偶者死別＋配偶者離別）  
 不詳は除く  
 資料：国勢調査

### ③ 豊川市の将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口をみると、10年後は**17.5万人**、20年後は**16.6万人**となり、現在よりも約2万人減少すると予想されています。生産労働人口（15～64歳人口）の割合は、約60%から約55%へと約5ポイント減少し、労働力不足が懸念され、女性の就業支援を一層促していくことが重要です。



資料：豊川市資料（2025年3月末日時点）、国立社会保障・人口問題研究所資料（2030年～2050年）

(3) 豊川市における審議会等委員への女性登用率推移  
 (※附属機関を対象。名古屋市を除く数値。)

\*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*

豊川市における審議会等委員への女性登用率推移 (※附属機関を対象。名古屋市を除く数値。)

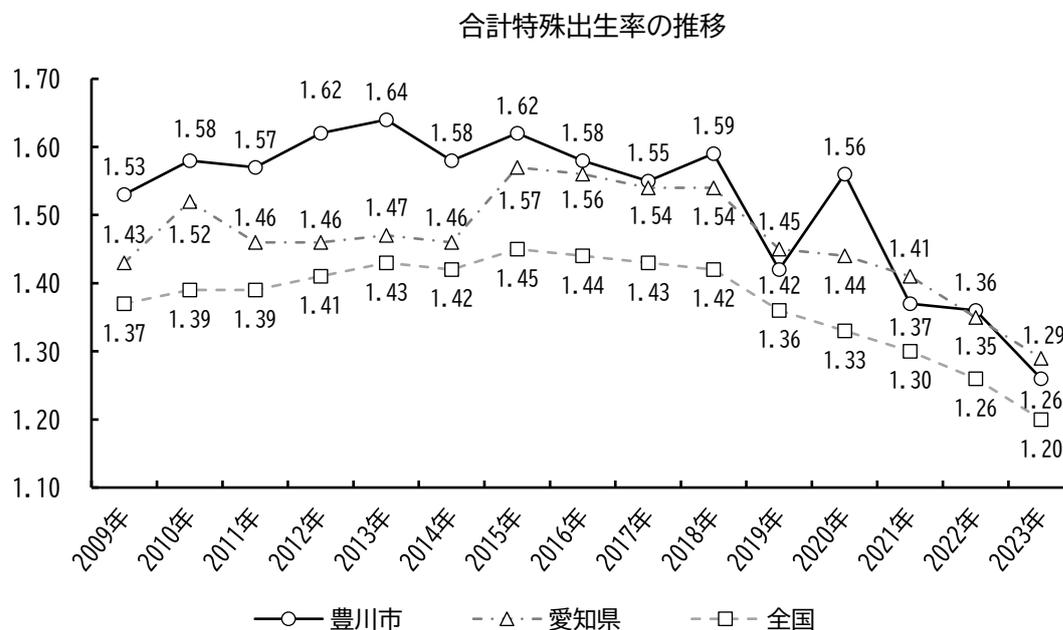
単位：％、位

年度	女性登用率	県内平均率	順位
2013 (平成25) 年	28.74	24.58	7位/37市
2014 (平成26) 年	31.18	25.69	6位/37市
2015 (平成27) 年	31.29	26.25	6位/37市
2016 (平成28) 年	33.48	27.03	6位/37市
2017 (平成29) 年	32.72	27.53	5位/37市
2018 (平成30) 年	31.21	27.76	8位/37市
2019 (令和元) 年	31.04	27.85	8位/37市
2020 (令和2) 年	31.49	28.02	9位/37市
2021 (令和3) 年	31.64	28.13	9位/37市
2022 (令和4) 年	30.42	29.11	15位/37市
2023 (令和5) 年	32.78	29.13	7位/37市
2024 (令和6) 年	31.83	29.80	12位/37市
2025 (令和7) 年	33.63	2025年分 10月ごろ公表予定	

資料：豊川市「審議会等に関するガイドラインの適用状況等に係る実態調査」(2025 (令和7) 年4月1日現在)

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、2013年をピークに減少傾向にあります。2023年では1.26と全国の1.20より高いが、愛知県の1.29より低くなっています。



資料：2002年～2017年は「豊川市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」  
2018年～2024年の国・県は「人口動態統計」

## (5) 介護認定の状況について

本市の要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、2024（令和6）年度で8,103人となっています。介護度別にみると、要支援2、要介護1、要介護4で増加傾向にあります。

介護認定の状況について

単位：人

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
要支援1	626	599	699	715	674	793
要支援2	685	709	769	791	820	1,023
要介護1	1,595	1,639	1,783	1,922	1,902	1,745
要介護2	1,134	1,187	1,235	1,198	1,247	1,278
要介護3	973	1,004	1,020	1,022	1,069	1,052
要介護4	788	843	831	864	925	914
要介護5	631	672	668	684	637	648
合計	6,432	6,653	7,005	7,196	7,274	7,453
	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
要支援1	885	925	992	1,003	1,062	1,039
要支援2	1,059	1,169	1,278	1,392	1,494	1,612
要介護1	1,762	1,761	1,722	1,688	1,771	1,795
要介護2	1,203	1,140	1,192	1,143	1,135	1,122
要介護3	995	1,010	982	981	958	935
要介護4	992	920	949	963	993	1,024
要介護5	633	604	589	582	597	576
合計	7,529	7,529	7,704	7,752	8,010	8,103

資料：2012～2017年度は「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）

2018～2024年度は豊川市介護高齢課資料（各年度3月31日現在）

## (6) 女性悩みごと相談件数

女性悩みごと相談件数は増減を繰り返しており、2024（令和6）年度で93件となっています。また、悩みごと相談のうちドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）に関する内容の件数は、2019（令和元）年度から2022（令和4）年度にかけて増加していましたが、2023（令和5）年度で減少に転じ、2024（令和6）年度は17件となっています。

女性悩みごと相談件数

単位：件

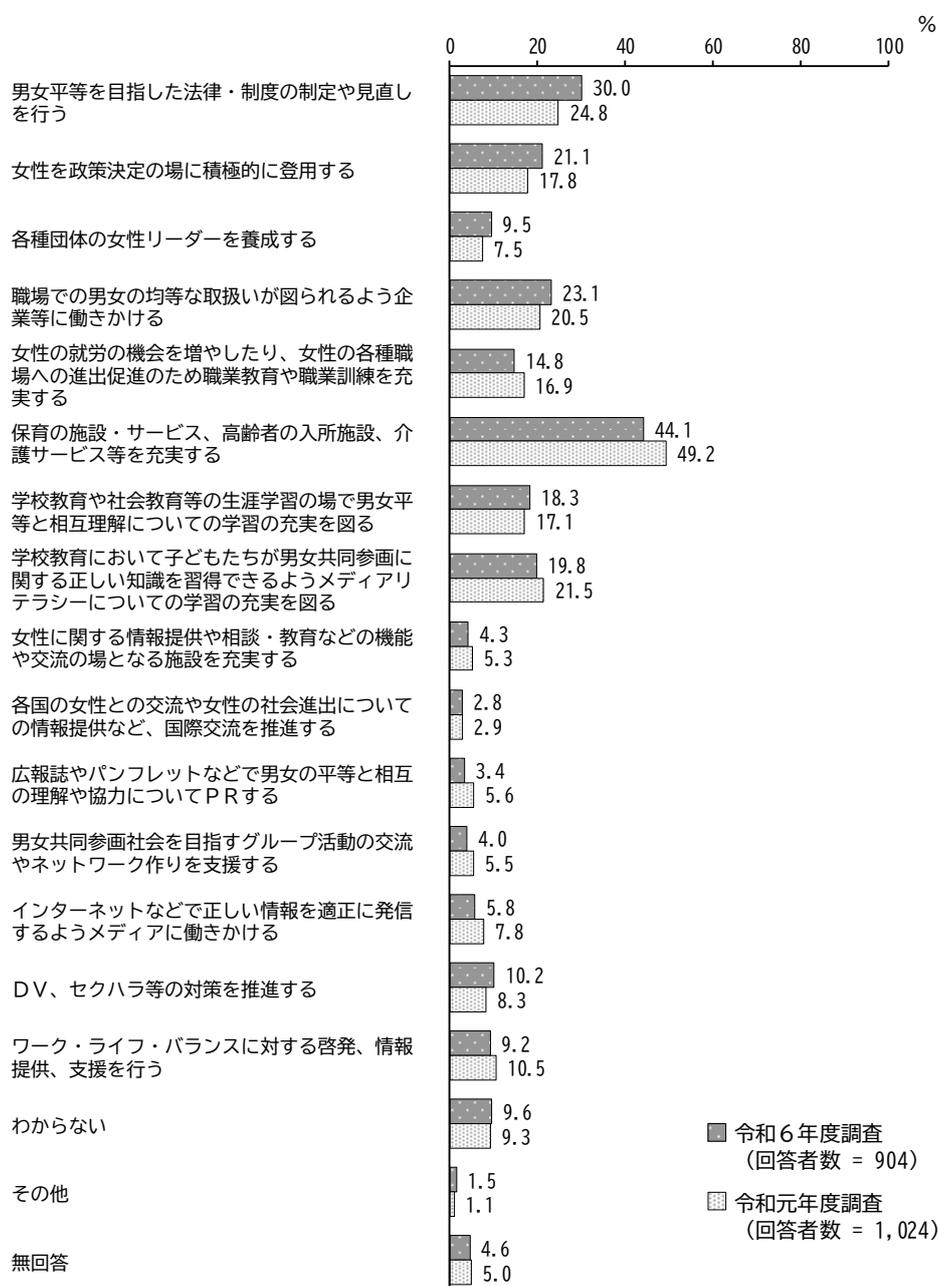
	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
総数（件）	48	74	64	66	60	53
うちDV（件）	16	19	19	28	14	28
	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
総数（件）	59	93	82	106	86	93
うちDV（件）	24	34	39	41	28	17

資料：豊川市人権生活安全課

## (7) 男女共同参画社会の形成をより積極的に推進していくために行政が力を入れていくこと

「保育の施設・サービス、高齢者の入所施設、介護サービス等を充実する」の割合が44.1%と最も高く、次いで「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が30.0%、「職場での男女の均等な取扱いが図られるよう企業等に働きかける」の割合が23.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が増加しています。一方、「保育の施設・サービス、高齢者の入所施設、介護サービス等を充実する」の割合が減少しています。



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

## 5 第3次計画における中間目標（令和3年～令和7年）の達成状況

男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民へのアンケート調査結果」という。）、並びに事業所意識調査（以下、「市内事業所へのアンケート調査結果」という。）の結果によると、第3次計画における中間目標の達成状況では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合が中間目標値を達成できたものの、ジェンダーにとらわれた社会通念や慣行、固定観念はいまだに根強く存在しています。また、各分野で平等・公平だと感じる市民の割合は、未達成の状況であり、特に家庭生活、法津・制度、社会全体については、前回実績値より後退しており、啓発活動の一層の強化が必要です。

また、事業所における女性管理職の割合や、「「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい」と思う人の割合においても中間目標を達成していますが、今後も、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、賃金格差の是正や女性の管理職等への登用等を後押しするような施策、「男女共同参画市民満足度」を高められるような事業を、より一層充実していくことが重要です。

一方で、DVを受けたことがある人の割合や、DVを受けた時、相談したかったが相談しなかった人の割合は、前回実績値より増加しています。DVは性別関係なく重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で根絶すべき重要な課題となります。被害が深刻化する前に、相談窓口の広報・啓発とともに、庁内関係各課との連携の強化による相談体制を拡充していくことが必要です。

第3次計画（令和3年～令和7年）の目標達成状況

基本目標	番号	内容	基準年	中期目標		最終年	評価	
			実績値	実績値	目標値	目標値		
			2019 (令和元)年	2025 (令和7)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年		
1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上	1	豊川市市民意識調査における「男女共同参画市民満足度」	31.2%	2025年分 8月公表予定		40.0%	50.0%	
	2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合（市民へのアンケート調査結果）	34.4%	22.0%	22.0%	10.0%	○	
	3	子育てについて「男女の区別なく、個性（自分らしさ）を尊重されて育てられた」という人の割合（市民へのアンケート調査結果）	34.3%	37.7%	39.0%	44.0%	△	
2 個性と能力を発揮して活躍できるまち	各分野における平等・公平と感じる市民の割合（市民へのアンケート調査結果）							
	4	①家庭生活	28.1%	27.2%	30.0%	32.0%	×	
		②職場	19.6%	22.9%	23.0%	26.0%	△	
		③学校教育	56.2%	57.3%	63.0%	70.0%	△	
		④地域活動	29.9%	30.5%	33.0%	36.0%	△	
		⑤法律・制度	26.9%	24.8%	30.0%	33.0%	×	
		⑥社会通念、慣習、しきたり	10.5%	11.5%	12.0%	14.0%	△	
		⑦社会全体	13.0%	11.3%	16.0%	19.0%	×	
5	「女性が仕事をもち続けるほうがよい」と考える人の割合（市民へのアンケート調査結果）	50.8%	56.5%	66.0%	81.0%	△		
6	市審議会等（法令・条例設置）委員への女性登用率	31.49% (令和2年4月)	33.63%	40.0%	45.0%	△		
7	事業所における女性管理職の割合（市内事業所へのアンケート調査結果）	15.4%	17.0%	増加	増加	○		
8	「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」3つとも大切にしている人の割合（市民へのアンケート調査結果）	6.3%	6.7%	増加	増加	○		
3 誰もが安心して暮らせるまち	9	DVを受けたことがある人の割合（市民へのアンケート調査結果）	16.2%	20.8%	減少	減少	×	
	10	DVを受けた時、相談したかったが相談しなかった人の割合（市民へのアンケート調査結果）	24.1%	25.1%	減少	減少	×	

注記：○目標を達成。△改善したが目標は達成していない。×改善しておらず、目標を達成していない。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 将来像

#### 「自立と支え合いの男女共同参画社会」

本計画は、本市に住む人をはじめ、働く人、訪れる人など、本市に関係するすべての人が、ジェンダー平等の視点から、人権を尊重し、社会や地域、職場など、あらゆる分野に対等に参画するとともに、性別や年齢、国籍、出自、障害の有無にかかわらず、幅広く個々の多様性を認め合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目的としたものです。

「豊川市男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、市と市民や教育に携わる者、市民活動団体、事業者が、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活かしながら、自らの意思と責任のもとに自立し、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う、心豊かな社会を目指します。

##### 【豊川市男女共同参画推進条例基本理念（条例第3条）】

1. 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
2. ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
3. 男女が社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の決定、計画の立案等に対等に参画する機会が確保されること。
4. 男女が家庭においてそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たすとともに、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動の両立ができるよう配慮されること。
5. 男女が互いの性の理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツが尊重されること。
6. 男女共同参画の推進に向けた取組が国際的な理解と協調の下に行われること。

本計画を策定するにあたり、次のような重点的な取組に留意する必要があります。

## (1) 男女双方の意識改革、理解の促進

女性も男性も、持続可能な働き方や仕事以外の個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。子どもをはじめ様々な世代で、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシヤス・バイアス（無意識の思い込み）などを植え付けず、男女双方の意識を変えていく取組などが不可欠です。

## (2) 子どもへの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、自立してそれぞれの個性と能力を伸ばすことができるよう健やかに成長していくことが重要です。

## (3) あらゆる分野における女性の参画拡大

政治・経済・社会などあらゆる分野において、女性の活躍が進むことは、少子高齢化・人口減少の進展、人々の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出します。このような社会を実現するため女性の活躍の機会を拡大していくことが必要です。

## (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働くことを希望する全ての人々が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、ライフイベント等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要です。

## (5) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

社会の変化を背景に、高齢者、単身世帯やひとり親世帯など、様々な生活困難を抱えている人々や、障害があること、**外国人であること**、女性であること等でさらに複合的に困難な状況に置かれている人々もいます。こうした様々な生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、人権尊重や個人の置かれた状況に配慮した支援が必要です。

## (6) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、あらゆる暴力に対する防止対策や被害者支援など幅広い取組を総合的に推進することが必要です。

## (7) 男女が平等に共同参画し多様性を尊重する社会

男女共同参画の推進は、性別や年齢、国籍、出自、障害の有無などにかかわらず、幅広く多様な個人を認め合う社会の実現につながり、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指していくことが重要となります。

「男性」と「女性」は、単純に区分するのではなく、一人ひとりの個性と多様性を認め合える社会を推進していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、将来像「自立と支え合いの男女共同参画社会」を本市の男女共同参画社会の将来像として、継承していきます。

## 2 基本目標

本市の男女共同参画社会の将来像を実現するため、「男女共同参画社会基本法」及び「豊川市男女共同参画推進条例」の基本理念と地域特性を勘案し、次のとおり3つの基本目標を定め、施策に取り組みます。

### 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、持続可能な開発目標（SDGs）ではすべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化の達成を目指しており、男女共同参画社会の形成にあたっては、根本となる人権を尊重できる人づくりは欠かせません。

男女共同参画社会実現の大きな障害となっている要因の一つには、長い時間をかけて人々の意識の中で形成された性差による固定的な役割分担意識があります。

このため、人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識等の改革を一層進め、それを定着させるための広報・啓発を促進するとともに、旧来の社会制度や慣行にとらわれない意識を幼少期から啓発するなど、全世代を対象とした男女共同参画社会の一層の意識醸成を図っていきます。

施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

施策の方向2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

## 基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち (豊川市女性活躍推進計画)

男女共同参画社会においては、性別に関係なく、誰もが地域社会づくりの担い手として、その能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができ、国や地方公共団体における政策や民間団体、地域における方針の立案及び決定などあらゆる分野において、平等に参画する機会が確保されることが重要です。

特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、女性に限らず誰もが多様で柔軟な働き方が実現できることや、性別による差別的な扱いを受けないことなど、個性と能力を発揮できる機会の確保が必要です。

ジェンダーにとらわれた旧来の社会通念や固定観念を取り除き、誰もが多様な働き方が選択できる職場づくりを進めるとともに、行政や地域社会の中において、女性が活躍する機会創出を積極的に進め、主に女性が担っていた分野への男性の参画を促し、性別に関係なく、職場、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍することができるまちを目指します。

施策の方向3 男女平等の職場環境づくりの推進

施策の方向4 女性の就業支援

施策の方向5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

施策の方向6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

誰もが共に安心して暮らしていくうえで、最も基本的なことは、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。家庭や地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や家族形態の核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより大きく変化しています。

こうした様々な問題に配慮し、市民のライフステージに沿った切れ目のない健康づくりを推進するとともに、誰もが自立し、社会を支える一員となるため、安心して暮らすことができる社会を構築していくとともに、**困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会を実現していくことが重要となります。**

また、女性などに対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で根絶すべき重要な課題となります。

さらに、災害対策においては、**女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮していくことが重要です。**

誰もが、それぞれのライフステージに応じた心身の健康と充実した生活環境づくりができ、生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちを目指します。

施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向9 男女共同参画の視点からの防災の推進

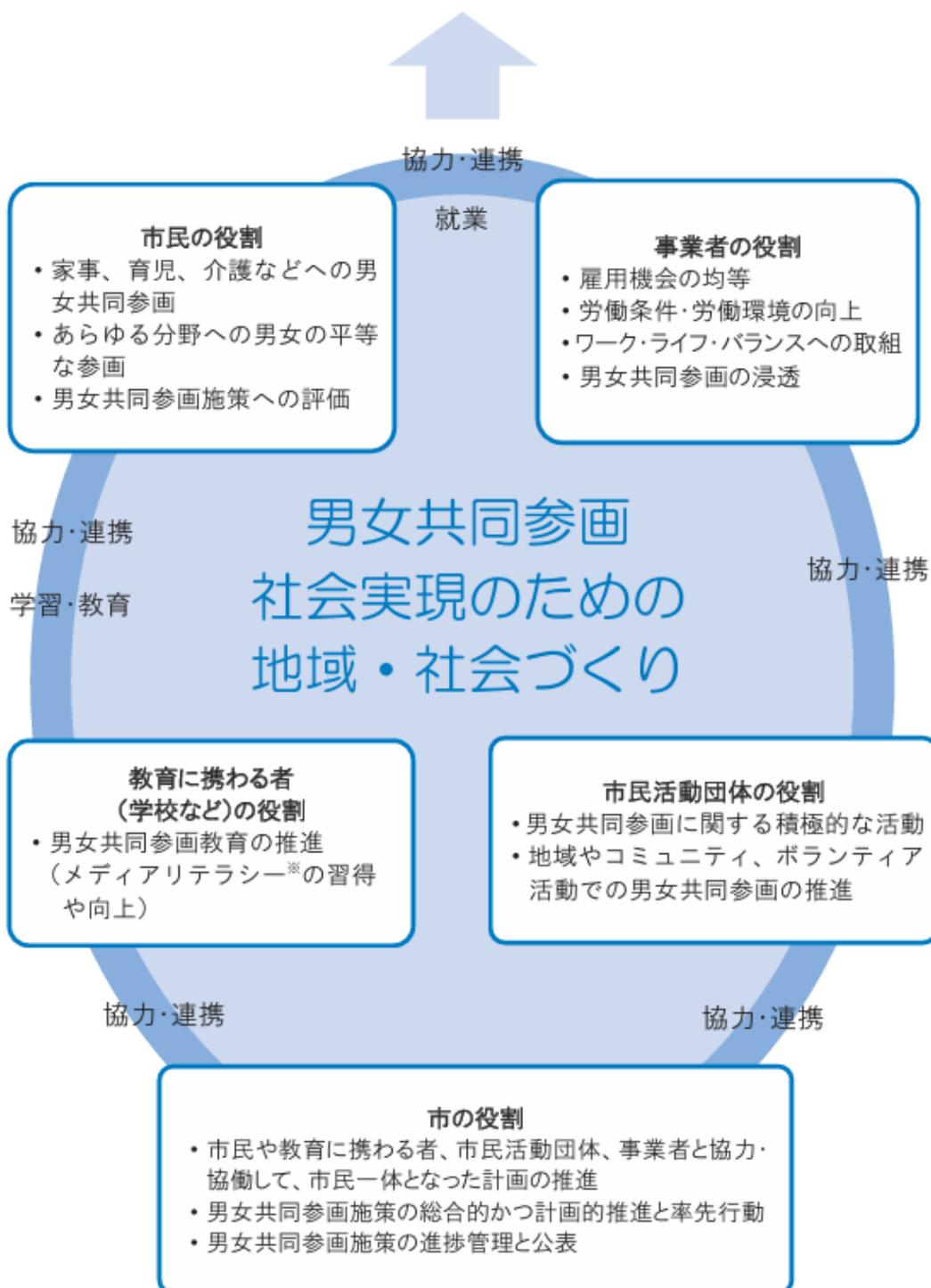
施策の方向10 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり  
(豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画)

施策の方向11 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶  
(豊川市DV防止基本計画)  
(豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画)

### 3 基本計画概念図

## 自立と支え合いの男女共同参画社会

「豊川市男女共同参画基本計画」の推進



## 4 施策体系図

(別紙のとおり)

## 第3章 施策の展開

### 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

#### 施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

##### 【現状と課題】

本市では、性別による偏見や差別をなくすため、男女共同参画情報紙「ゆい」の発行や、男女共同参画週間にて男女共同参画社会基本法などに関するパネル展示、市民向けの講演会・講座等の開催、男女共同参画社会に関する法律や条例を市民に周知するなど、男女共同参画社会の実現に向けた広報及び啓発を実施してきました。

また、性の多様性に関して、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用や「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」への参加などを実施し、周知を行っています。

市民へのアンケート調査結果における男女共同参画に関する用語の認知度についてみると、「ジェンダー」「LGBTQ」「男女共同参画社会」の割合が高く、どれも半数以上の人を知っている状態です。認知度が最も高い「ジェンダー」は、79.6%となりました。一方で、「ポジティブ・アクション」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「SOGI」「アンコンシャス・バイアス」の4つの用語については、認知度が極めて低く、どれも1割に達していません。

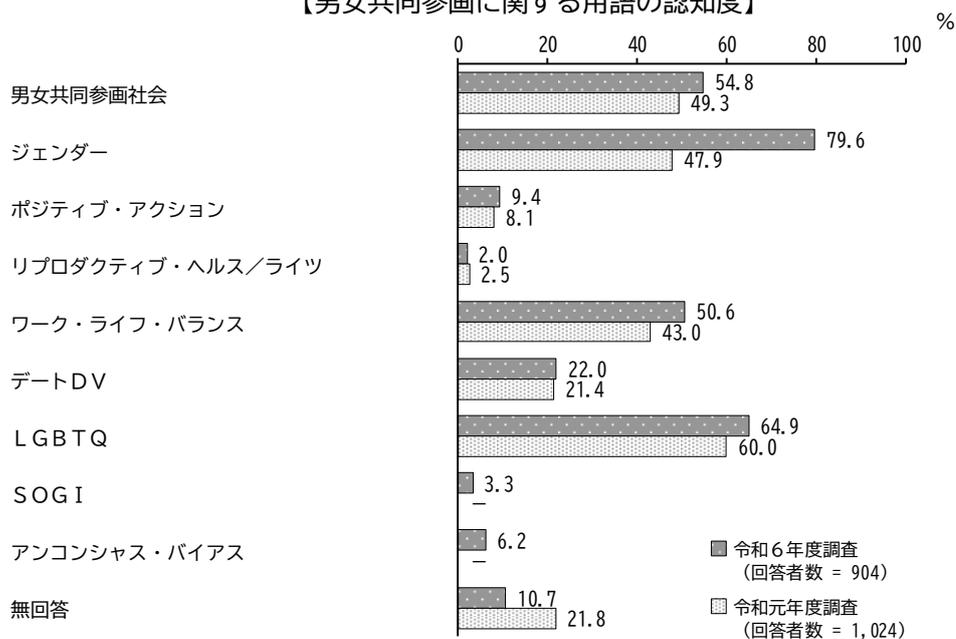
また、男女共同参画に関する法律・条例等の認知度も、「男女共同参画社会基本法」を知らない人が40.9%、「豊川市男女共同参画推進条例」を知らない人が72.2%となっており、市民の認知度が約3割と低い状態の「豊川市男女共同参画推進条例」についても、市民意識の向上を図るための取り組みがまだまだ必要です。

本市では、家庭や地域、職場、新聞やテレビ等の、あらゆる場やメディアを通じて、さまざまな機会でも男女共同参画の意義や必要性について男女共同参画に関する広報・啓発を行ってきましたが、今後もさらに、多くの市民に男女共同参画を正しく理解されるよう、すべての市民を対象とした広報活動及び周知啓発を推進していく必要があります。

さらに、市民へのアンケート調査結果では、LGBTQ関連で現在起きている人権問題について、「差別的な言動をされること」が42.8%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が38.5%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が32.1%となっています。

性的指向や性自認の多様性について理解が促進されるよう人権教育を推進していく必要があります。特に、職場・学校での嫌がらせやいじめ、差別など、現実には起きている人権問題に対応するため、職場や学校への周知啓発を強化し、具体的な差別防止対策を講じることが重要です。

### 【男女共同参画に関する用語の認知度】

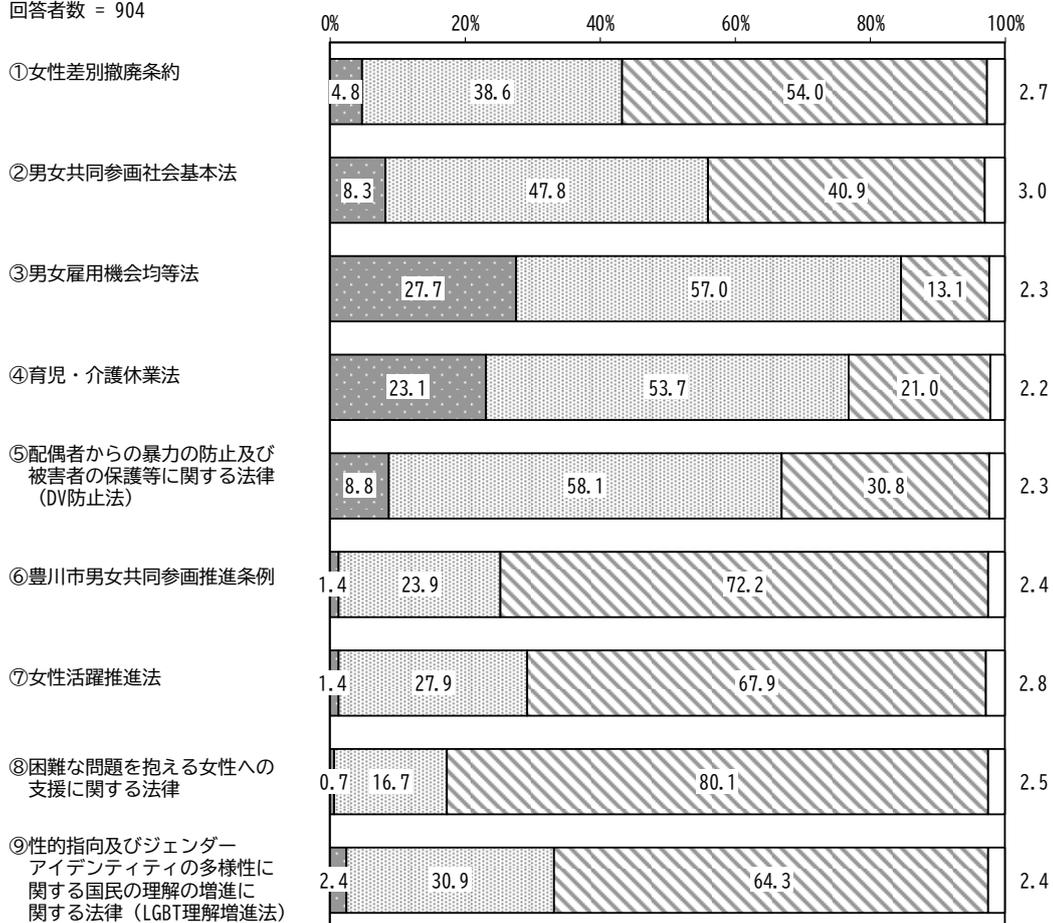


資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

### 【男女共同参画に関する法律・条令等の認知度】

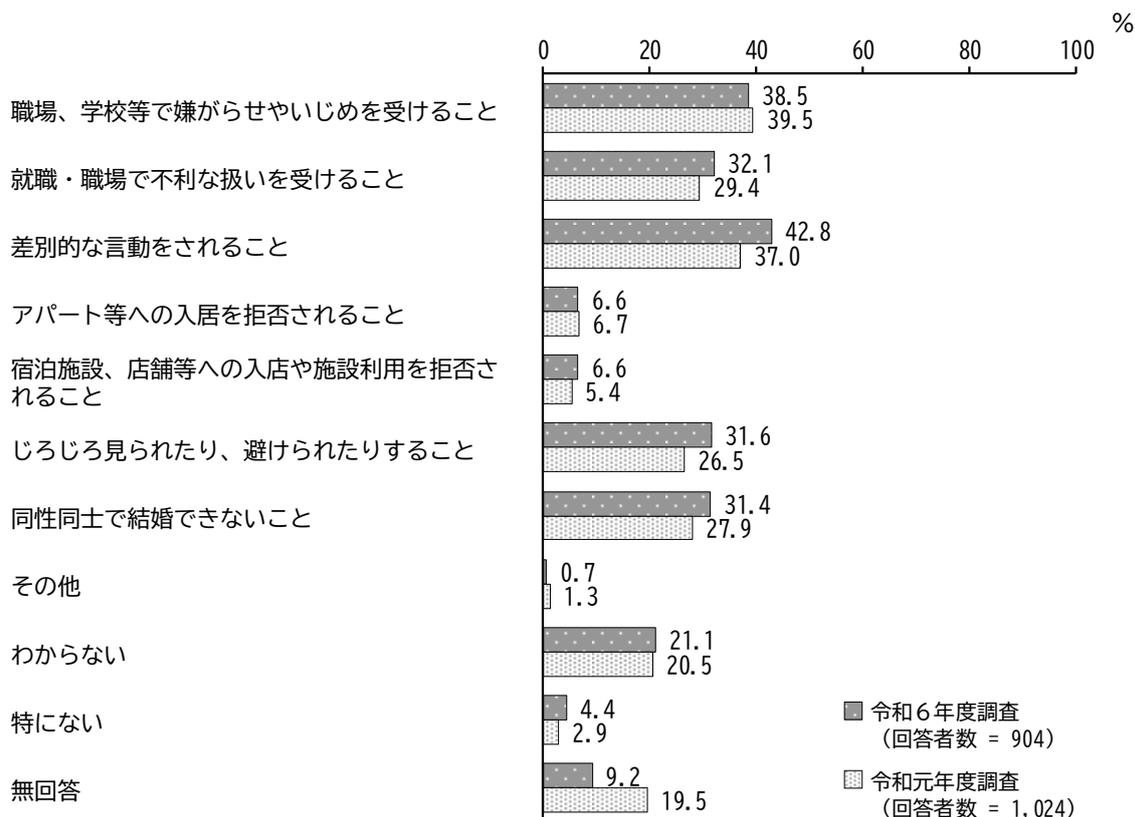
■ 内容まで知っている □ 言葉だけ知っている ▨ 知らない □ 無回答

回答者数 = 904



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【LGBTQ関連で現在起きている人権問題について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

**基本施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進**

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図ります。また、各人が自らに保障された法律上の権利や、ジェンダーによる固定的役割分担意識といった固定観念を生じさせないように、広報活動をはじめとした各種啓発事業に取り組みます。

- 人権週間や男女共同参画週間などの機会を捉え、人権及び男女共同参画に関する啓発記事を掲載します。
  - 男女共同参画情報紙「ゆい」~~-(NEETゆいを含む)~~を発行し、男女共同参画に関する理解の促進と啓発を実施します。
  - 男女共同参画社会基本法を始め、豊川市男女共同参画推進条例などの法律、条例を市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と協力を促します。
  - 各種パンフレットや啓発物品などを配布、貸出します。
  - 講演会、講座、研修会など、市民協働などの手法を取り入れながら実施します。
- 【主な担当課】人権生活安全課

## 基本施策2 男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化

国や地方公共団体、市民活動団体などが行う男女共同参画に関する情報を収集して市民や事業所へわかりやすく提供します。男女共同参画施策を一層充実させていくため、市民の男女共同参画に関する意識と事業所の男女共同参画に対する取組を調査します。

- 国や地方公共団体などの男女共同参画に関する情報の収集に努め、ホームページや情報紙を通じて分かりやすく提供します。
  - 男女共同参画に関連する市民活動の情報を収集・提供します。
  - 市民や事業所、職員などに対し男女共同参画に関する総合的な意識調査を定期的に実施します。
- 【主な担当課】人権生活安全課、市民協働国際課、秘書課

## 基本施策3 多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

多様なメディアに対し、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現をするよう働きかけをし、メディアからの情報を正しく読み解く市民のメディアリテラシーの向上を図る取組を推進します。

- 新聞・テレビなどのメディアにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけます。
  - 公的出版物、ホームページなどの文章表現やイラスト、写真においてジェンダーの視点に配慮した取組を進めます。
  - 児童・生徒が課題や目的に応じて必要な情報を主体的に選択、判断、表現、処理し、受け手の状況などを踏まえて発信、伝達できる能力を養います。
- 【主な担当課】人権生活安全課、秘書課、学校教育課

## 基本施策4 性的指向や性自認についての理解促進

子どもから大人まで男女共同参画や人権の観点から、性的指向や性自認について理解が促進されるよう人権教育を実施します。

- 児童・生徒に対し、性的指向や性自認についての理解を含めた人権教育の促進に努めます。
  - 性の多様性への理解促進のため、講座の実施、情報紙等による啓発に努めます。
- 【主な担当課】学校教育課、保健センター、人権生活安全課

## 施策の方向2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

### 【現状と課題】

本市では、豊かな心を健やかな体を育む教育を実現するという目標のもと、道徳教育の充実や人権教育の推進に取り組みました。また、男女共同参画の意識づくりにつながる学校教育の充実を図るとともに、教職員・保育士向けジェンダー研修などを実施し、男女共同参画や性の多様性の理解に努めてきました。

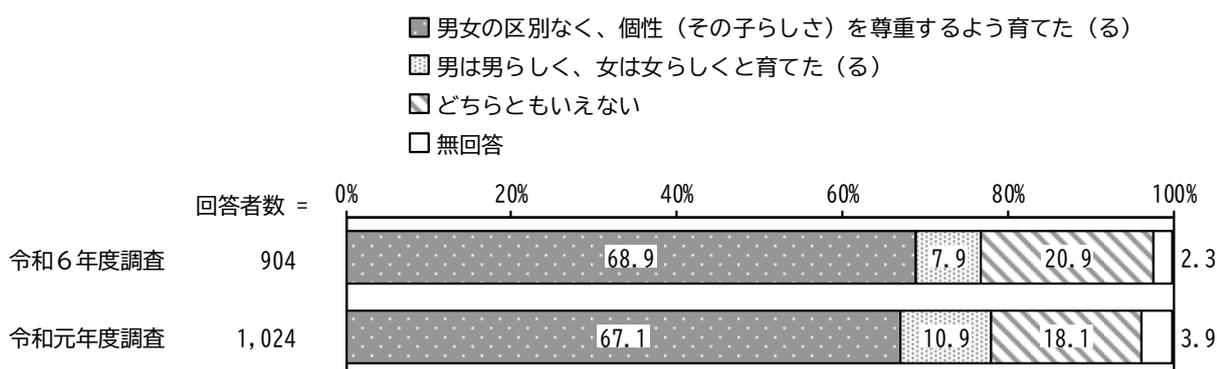
市民へのアンケート調査結果では、現在の子育ての方針（子どもがいない人はどう育てたらよいと思うか）について、「男女の区別なく、その子の個性を尊重し育てる」が68.9%、「男は男らしく、女は女らしく育てる」が7.9%となっています。「どちらともいえない」という回答も20.9%となっています。

今後も、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深め、性別にとらわれない個人の能力を生かした多様な選択を可能にする教育に取り組んでいくことが重要です。

また、市民へのアンケート調査結果では、学校教育に関する取り組みとして、「学校教育や社会教育等の生涯学習の場で男女平等と相互理解についての学習の充実を図る」、「学校教育において子どもたちが男女共同参画に関する正しい知識を習得できるようメディアリテラシーについての学習の充実を図る」などが求められています。

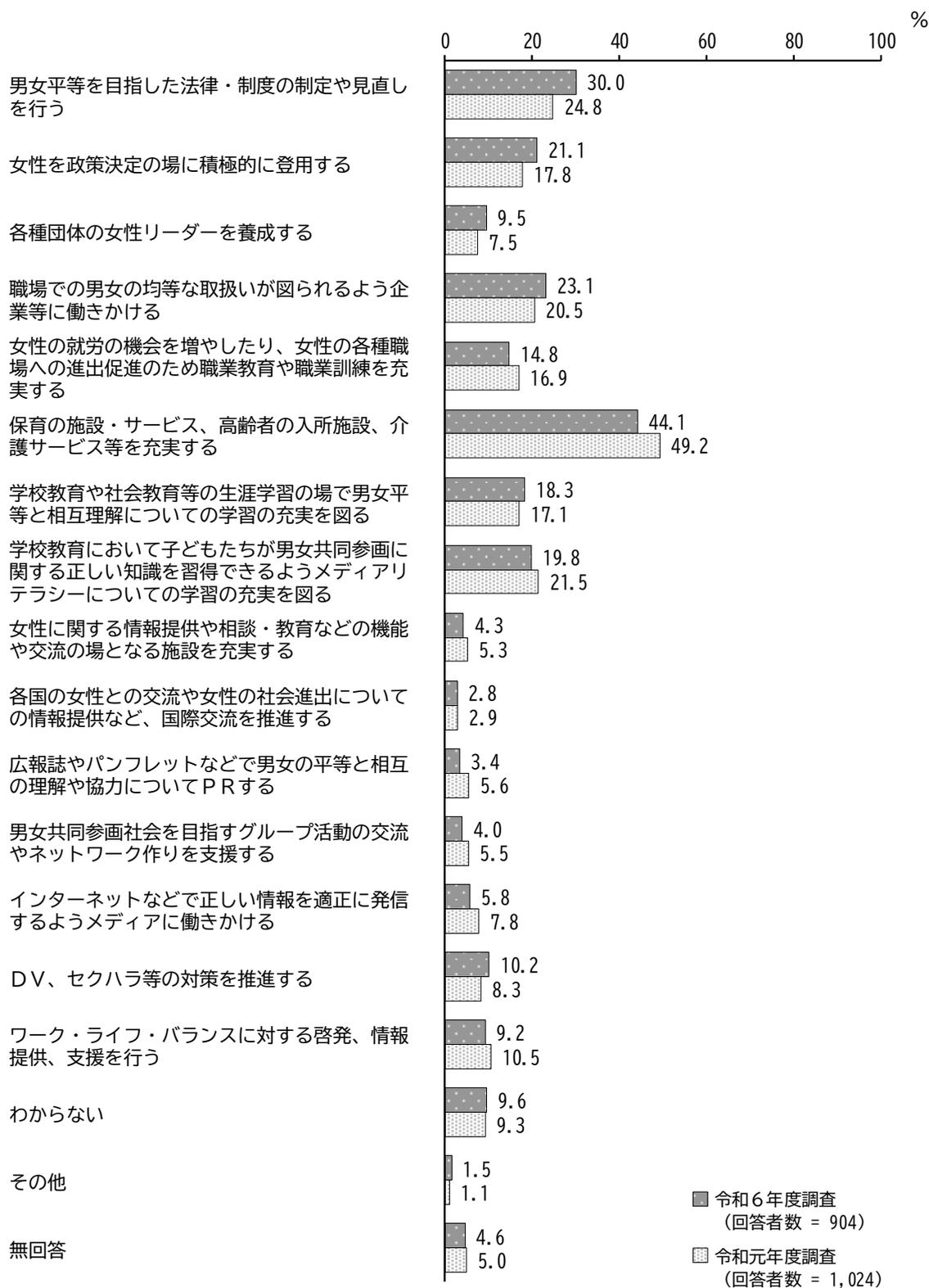
今後も、男女共同参画の理解を深める学校教育を実施していくとともに、子どもの保護者に対しても、男女共同参画の意識づくりにつながる学校教育への周知や啓発をあわせて進めていく必要があります。

### 【現在の子育ての方針（子どもがいない人はどう育てたらよいと思うか）について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【学校教育に関する取り組みについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

## 基本施策5 保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進

保育及び学校教育において、人権及び男女共同参画の意識づくりにつながる教育や事業、学習教材の導入を進めるとともに、教職員等に対する研修を充実・強化します。

○児童・生徒にお互いの個性や能力を尊重し、協力して行動する心の育成を図るため、人権の尊重と男女共同参画についての学習を学校の実情に応じて実施します。

~~○小・中学校カリキュラムにおける男女共同参画教育を研究し、導入します。~~

○男女共同参画を考慮した学習教材を選択します。

○保育園や小・中学校の事業に性別を問わず多くの保護者や家族、地域住民が参加できる機会をつくれます。

○児童・生徒の男女共同参画についての関心を高めるため、作品の募集及び募集した作品の展示をし、市民に対して啓発を行います。

○小・中学校の実情に応じて男女混合名簿を取り入れ、名簿の扱いについては、個人情報漏えいに注意します。

○心の問題を抱える児童・生徒やその保護者及び小・中学校関係者に対する心理教育相談を実施します。

○教員、養護教諭、保育士を対象に研修を実施します。

【主な担当課】学校教育課、保育課、人権生活安全課

## 基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち 【女性活躍推進計画】

### 施策の方向3 男女平等の職場環境づくりの推進

#### 【現状と課題】

本市では、事業所に対し、男女共同参画情報紙「ゆい」や市ホームページにおいて、男女共同参画に関わる法律に関する情報の周知を図るとともに、雇用や就労における男女の格差を解消するための啓発や、事業所への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を促してきました。

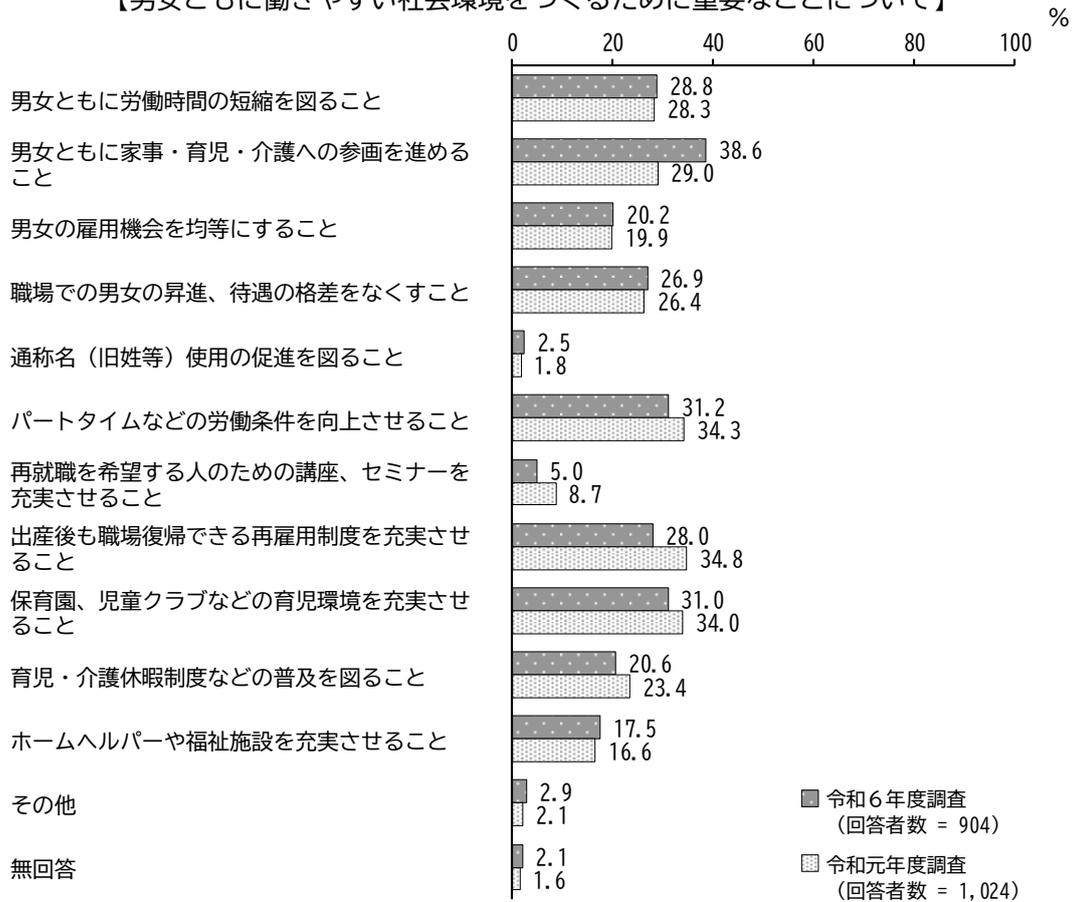
市民へのアンケート調査結果では、男女ともに働きやすい社会環境をつくるために重要なことについて、「男女ともに家事・育児・介護への参画を進めること」が38.6%と最も高く、次いで「パートタイムなどの労働条件を向上させること」が31.2%、「保育園、児童クラブなどの育児環境を充実させること」が31.0%となっています。

事業所へのアンケート調査結果では、女性従業員が働きやすくなるための取り組みについて、「女性用トイレの設置・増設」が37.9%と最も高く、次いで「育児休業制度・介護休業制度の利用促進」が29.9%、「女子更衣室の設置・増設」が26.4%となっています。

また、事業所の約3割が「育児休業制度・介護休業制度の活用（男女とも）」がまだ実現されておらず、また10.3%が実現できているか判断できないと回答しています。実現されていない事務所の割合は、商業・サービス業や、従業員が少ない事務所で高い傾向がみられます。

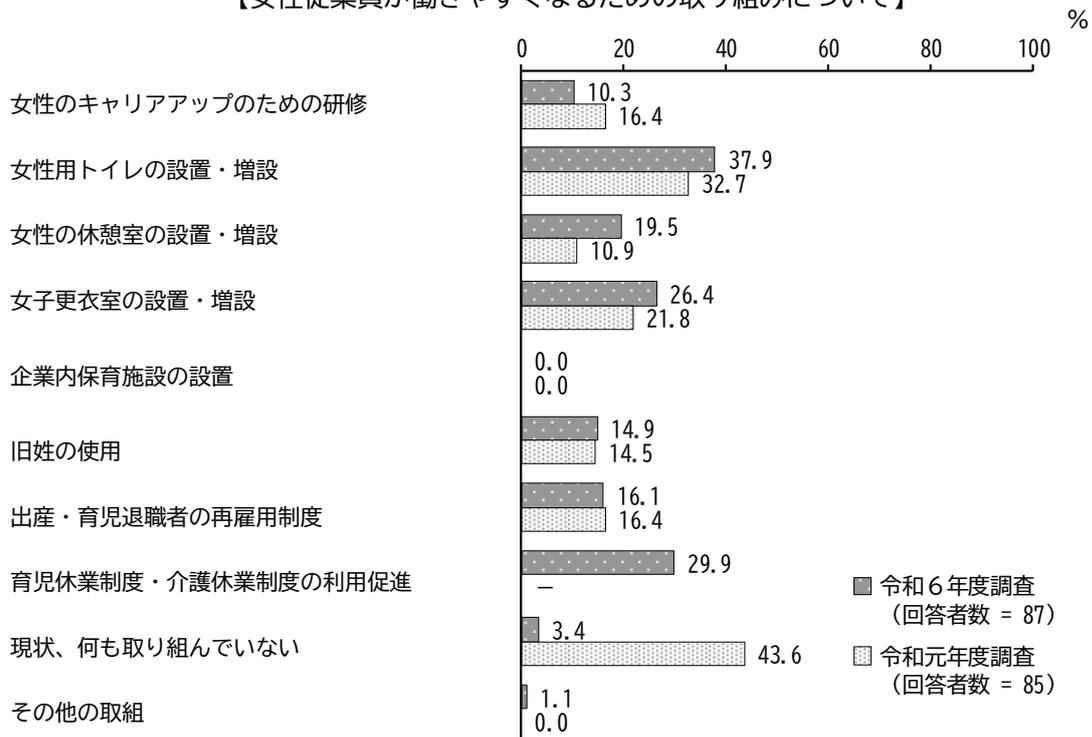
現状の事業所の取り組みは、物理的な環境設備が主となっている状態のため、制度面や労働条件等の改善措置を強化するように働きかけていくことで、働く場における男女平等を図っていくとともに、事業所に対して、様々な情報を発信し、雇用や就労における男女の格差の解消や企業における積極的改善措置を促進していく必要があります。

【男女ともに働きやすい社会環境をつくるために重要なことについて】



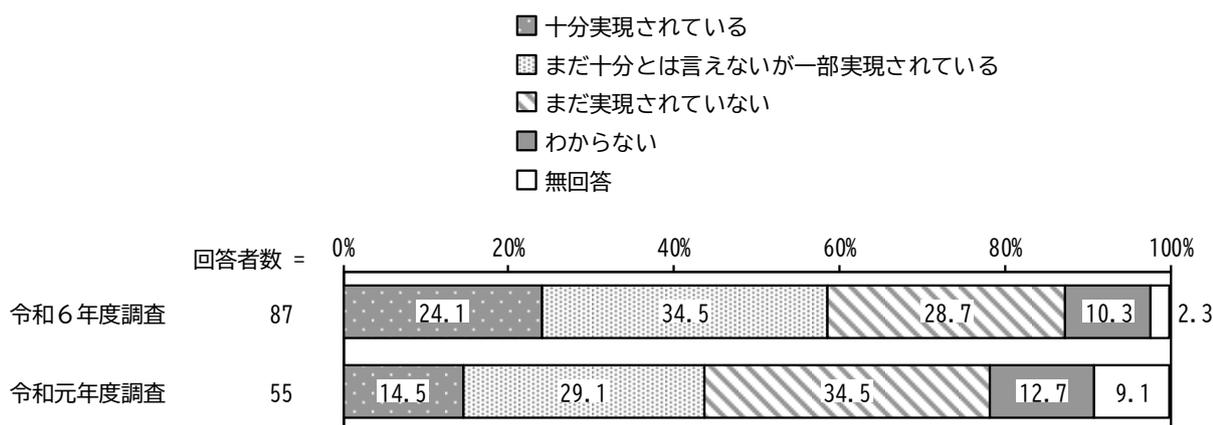
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【女性従業員が働きやすくなるための取り組みについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【「育児休業制度・介護休業制度の活用（男女とも）」について】



資料：豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査結果報告書（令和6年度実施）

**基本施策6** あらゆる職場における男女共同参画の推進

事業所や商工業、農林水産業などの自営業者に対して、男女共同参画への理解と取組の重要性を周知し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を促します。

- 性差別のない職場づくりや女性活躍の裾野を広げるための啓発を実施します。
  - 男女共同参画への理解と取組み意識を高めるための出前講座を開催します。
  - 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するための情報を提供します。
  - 農業における労働環境の改善を促すため、「家族経営協定」の普及啓発を実施します。
  - 農村生活アドバイザーを積極的に活用します。
  - 男女共同参画への理解を高めるための職員研修を実施します。
- 【主な担当課】人権生活安全課、商工観光課、農務課、人事課

**基本施策7** 雇用機会均等の促進

事業所に対し、雇用機会均等法などの労働関係法律の周知を強化していくとともに、雇用に関する情報提供を充実させ、男女平等な雇用機会均等を啓発します。

- 市民及び事業所に対し、雇用機会均等法及び労働基準法など、雇用に関する法律について周知や啓発を進めます。
  - 事業所に対し、男女の均等な雇用機会の確保を図るための啓発を実施します。
  - 女性活躍推進法に基づき、女性職員の採用割合などの女性の職業選択に資する情報を公表します。
- 【主な担当課】商工観光課、人権生活安全課、人事課

## 基本施策8 労働条件・労働環境の向上

事業主に対し、従業員の勤務形態や労働環境の整備、待遇などに関する情報の提供を充実し、男女の就労面における待遇や環境改善、格差解消を図るための啓発を推進します。

○事業主に国が行う事業所内保育施設の設置に対する助成制度を周知し、労働環境の整備・充実を促します。

○事業主に対して男女同一待遇、同一賃金や同一価値労働に対する正規・非正規労働者の格差解消の啓発を実施します。

【主な担当課】 商工観光課、人権生活安全課

## 施策の方向4 女性の就業支援

### 【現状と課題】

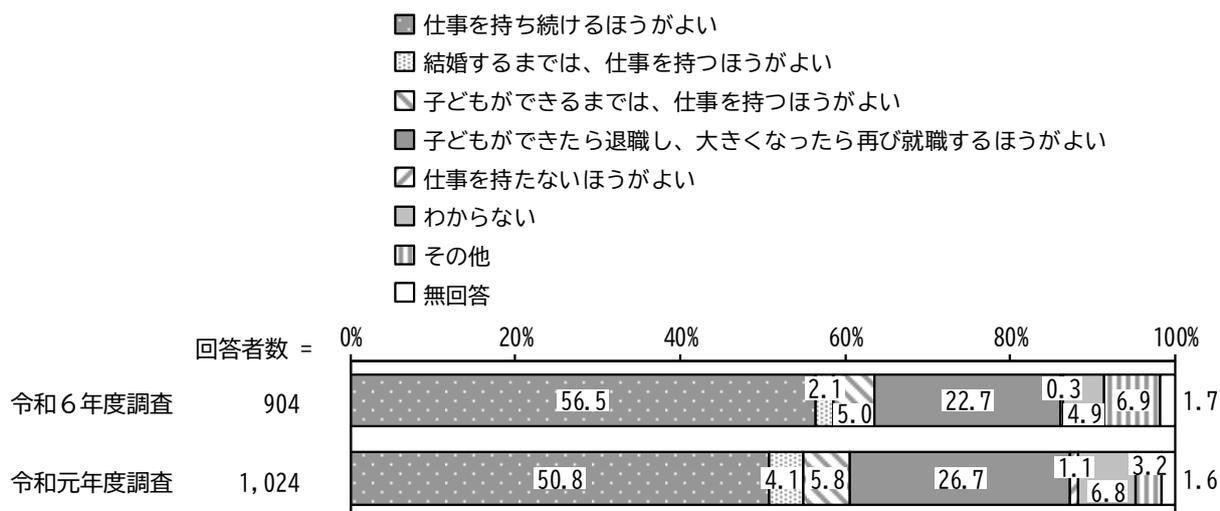
本市では、女性活躍の裾野を広げるため、男女共同参画情報紙「ゆい」や市ホームページにおいて、あいち女性輝きカンパニー等に関する記事の掲載や、在宅勤務、フレックスタイム制等の情報発信、キャリア継続・キャリアアップのための研修等を行い、女性が希望どおりに就職・就労でき、働く女性が能力を十分に発揮しながら働き続けることができる社会づくりを目指してきました。

市民へのアンケート調査結果では、女性が仕事を持つことについての考え方で、「仕事を持ち続けるほうがよい」が56.5%と最も高く、次いで「子どもができたなら退職し、大きくなったら再び就職するほうがよい」が22.7%、「子どもができるまでは、仕事を持つほうがよい」が5.0%となっています。「仕事を持ち続けるほうがよい」の割合は、女性のほうが高くなっています。

今後も引き続き、女性が自身のキャリア形成や家族の状況等に応じて希望した形で働くことができるよう、多様な働き方が可能な職場環境の整備や、女性の就業継続・再就職・起業の支援に取り組んでいく必要があります。

また、事業所へのアンケート調査結果では、女性従業員の人材活用に関する課題で、「家庭の状況を考慮する必要がある」が46.0%と最も高く、次いで「男女で従事する職務内容が分かれている」が20.7%、「女性従業員自身の昇進の希望が少ない」が19.5%となっており、企業に対しては、女性従業員に対する固定的な性別役割分担に基づく偏見等をなくしていくための啓発に取り組むことも重要です。

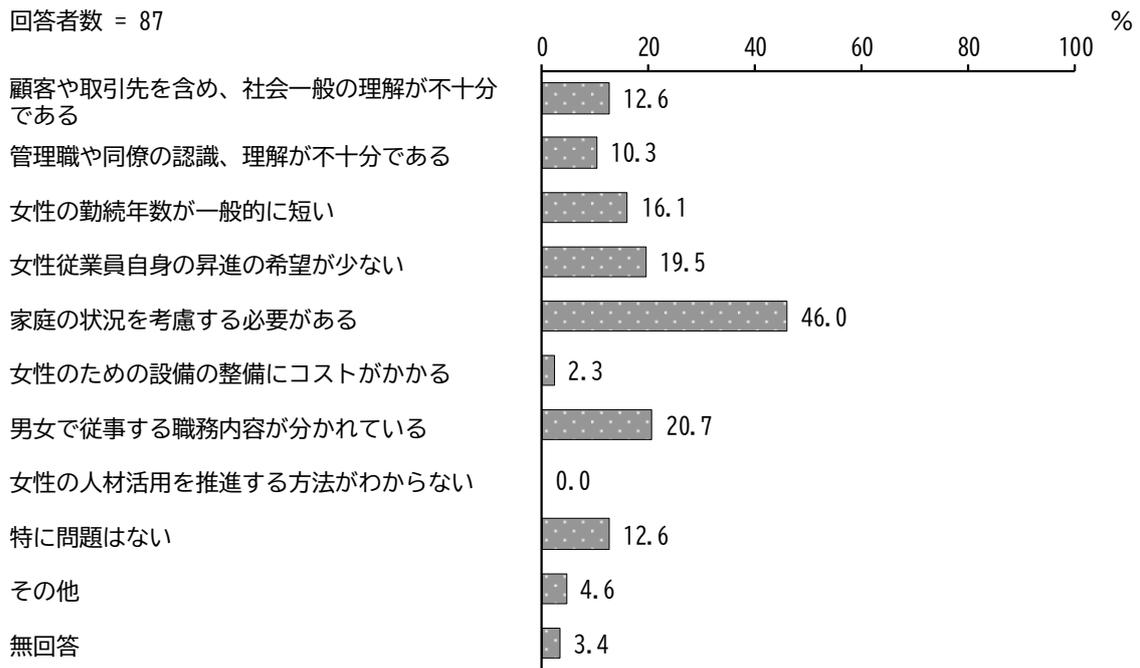
### 【女性が仕事を持つことについての考え方について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【女性従業員の人材活用に関する課題について】

回答者数 = 87



資料：豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査結果報告書（令和6年度実施）

**基本施策9 女性の活躍を支援する多様な働き方の推進**

女性が柔軟に働ける環境や、女性の人材活用の機会を増やしていくため、事業所などに対して、女性の活用や柔軟な働き方などの啓発を進めます。

- えるぼし認定やあいち女性輝きカンパニー認証制度についての情報提供を行い、女性の就業機会や人材活用など女性活躍推進への啓発を実施します。
  - 事業所に対し、テレワークやフレックスタイム制など、柔軟な勤務形態に関する情報を提供し、制度の導入等を促進します。
- 【主な担当課】人権生活安全課、商工観光課

## 基本施策10 女性の就業継続・再就職・起業の支援

家庭の状況等に応じて希望した形での働き方ができるように、就労の継続やあるいは女性のライフステージに対応した就職の支援や、起業などにチャレンジするための情報提供や啓発を進めます。

- 出産・育児によってキャリアが中断されることのないよう、キャリア継続・キャリアアップのための啓発を行います。
- 生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、結婚・出産・子育てにより離職した者への学習支援や能力開発を支援する講座を開催します。
- 国などが実施する女性のチャレンジや起業に関する情報提供と啓発を実施します。

【主な担当課】 人権生活安全課、商工観光課

## 施策の方向5 方針決定・計画立案等への女性の参加促進

### 【現状と課題】

本市では、男女共同参画情報紙「ゆい」において、あいち女性輝きカンパニー認証企業への取材記事や、ポジティブ・アクションに関する記事を掲載するなどの周知を図り、事業所及び団体、地域に対し、方針や意思決定の場において、女性の参画拡大を啓発し、女性の役員や管理職などへの登用を促しました。また、そのための教育・学習機会を提供することにも努めました。

事業所へのアンケート結果では、管理職のうち女性の割合は、17.0%となっています。女性管理職の割合は、サービス業・商業では高く、建設業・製造業では低い傾向がみられます。

女性従業員が働きやすくなるための取り組みについて、「女性のキャリアアップのための研修」が10.3%にとどまっています。

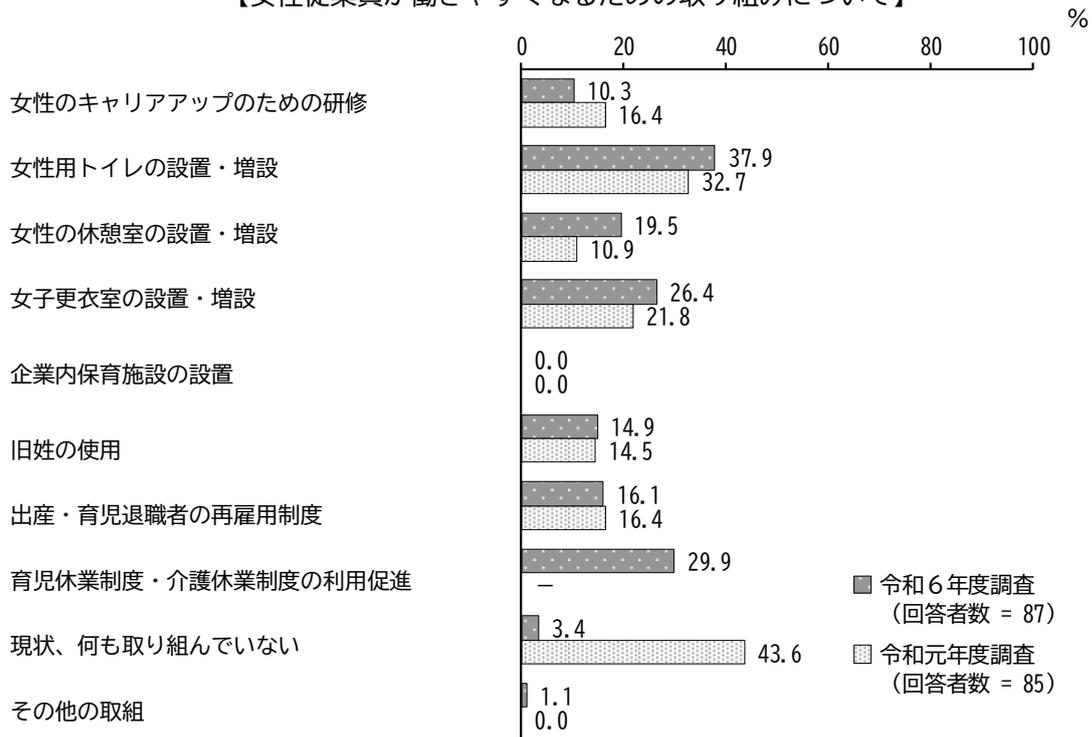
今後も引き続き、各種分野での女性の参画拡大と、そのための教育・学習機会の充実に取り組んでいく必要があります。女性管理職の割合が低い業種に対して重点的に啓発を行うとともに、各企業が、女性のキャリアアップのための研修等の具体的な支援を、積極的に行うように働きかけていくことが必要です。

【管理職のうち女性の割合について】

	回答者数 (件)	管理職相当数 (人)	うち女性数 (人)	女性の割合 (%)
全体	87	495	84	17.0
建設業	12	44	6	13.6
製造業	16	142	19	13.4
商業	14	41	13	31.7
金融・保険業	4	107	8	7.5
不動産業	7	8	4	50.0
運輸・通信業	5	12	1	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	5	10	6	60.0
サービス業	14	37	16	43.2
その他	8	91	9	9.9

資料：豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【女性従業員が働きやすくなるための取り組みについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する事業所意識調査結果報告書（令和6年度実施）

**基本施策11 職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大**

事業所及び団体、地域に対し、方針や意思決定の場において、女性の参画拡大を啓発し、女性の役員や管理職などへの登用を促進します。また、市が設置する審議会等委員の男女構成割合が均衡となるように、とりわけ女性の少ない審議会などにあっては、女性の登用を促進するとともに、審議会などに市民からの意見を反映するように取り組みます。

- 事業所における役員や管理職への女性の登用を促進し、女性の能力が発揮できる機会を支援します。
  - 団体、地域における女性役員登用など地域活動や市民活動に男女が平等に参画できる環境づくりに努めます。
  - 政策・方針決定の場における性別不均衡の是正を図るとともに、審議会等委員の女性比率が45%以上となるよう、女性の委員登用を促進します。
  - 性別を問わず広く市民からの意見・提言を反映するため、審議会など委員への市民公募による登用を促進します。
- 【主な担当課】人権生活安全課、商工観光課

## 基本施策12 女性の人材育成の促進

女性があらゆる分野において能力を発揮できるよう、学習・教育機会を提供するとともに、女性のライフステージに応じた柔軟な能力開発機会を設けます。

○女性が地域活動や団体活動に積極的に参加し、リーダーや団体などの役員に登用されるよう、人材養成に向けた講座の参加を促進します。

○地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用します。

【主な担当課】人権生活安全課

## 施策の方向6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが、男女共同参画を推進することにつながります。

本市では、庁内職員への研修をはじめ、地域活動や市民活動で男女が対等なパートナーとしてともに活躍できる環境づくりを支援する「男女共同参画推進出前講座」の開催、地域で活躍する男女共同参画に関する団体等への支援などを行うなど、家庭や地域に対し男女共同参画についての啓発や学習の機会を提供することに努めました。

地域においては、特に町内会活動では、前例踏襲の傾向が依然として強く残っており、女性の参画が進んでいません。また、災害に強いまちづくりに向けては、自主防災会など地域の防災力を高めるためにも男性の視点だけでなく、女性の視点から意見を取り入れた体制づくりが必要です。

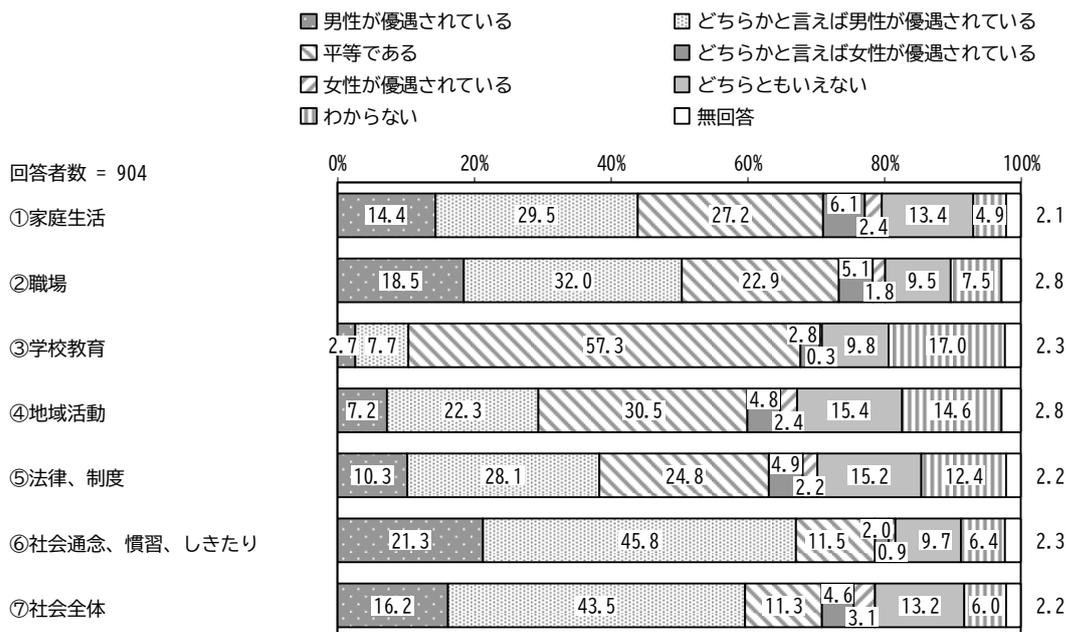
市民へのアンケート結果では、「男性が優遇されている」と感じる分野は「社会通念、慣習、しきたり」が67.1%で最も高く、次いで「社会全体」が59.7%となっています。どちらも、女性の回答者のほうが男性優遇と答えた割合が高くなっています。

家庭での役割については、理想の役割分担では「子どものしつけ・教育」「介護」「家庭における重要な決定」で「夫婦共同」の割合が、「食事のしたく」「日常の家計管理」で「主に妻」の割合が、「生活費の確保」で「主に夫」の割合が高くなっています。

一方、実際の役割分担では、「食事のしたく」で「主に妻」の割合が、「生活費の確保」で「主に夫」の割合が特に高くなっています。また、「生活費の確保」「自治会・町内会活動」「家庭における重要な決定」の3項目を除く8項目で、「主に妻」の割合が、「主に夫」に比べて非常に高い状態です。

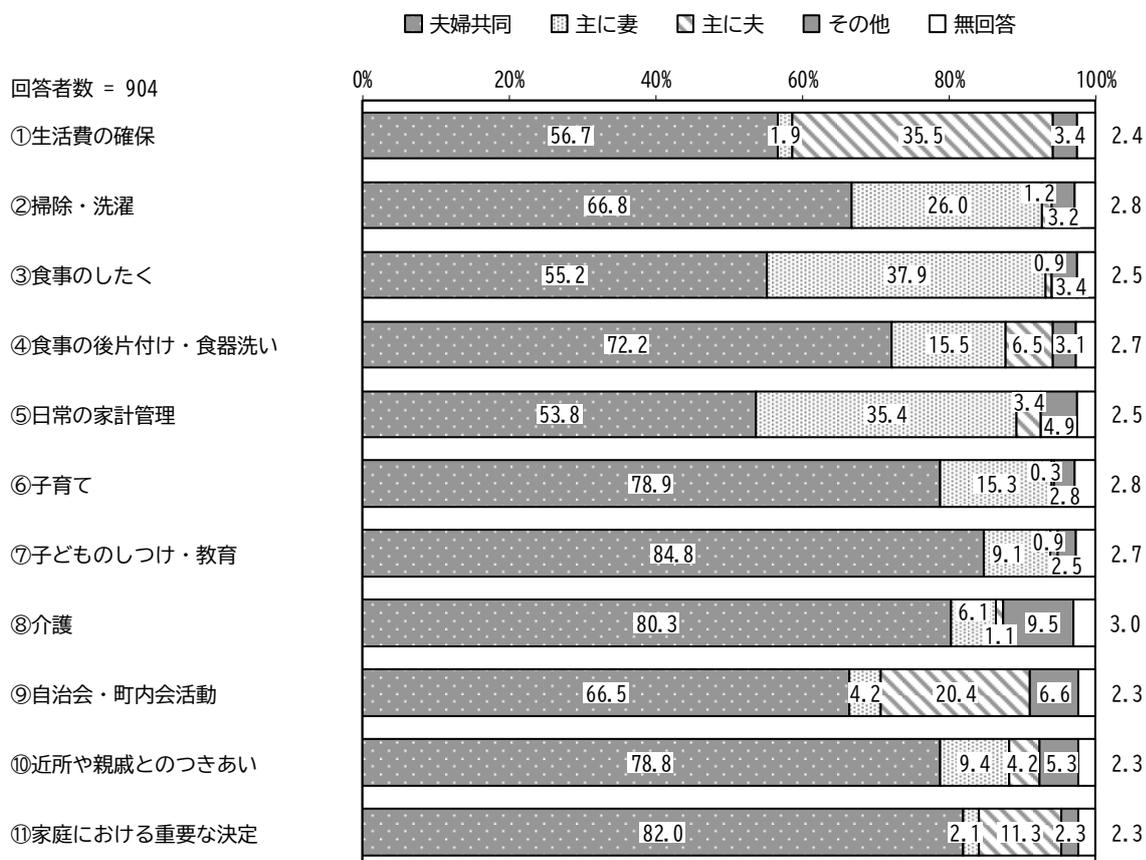
「食事のしたく等の家事は女性が行い、生活費の確保は男性が行うもの」といった根強い固定的な性別役割分担の意識が残っていることなどから、今後も引き続き、家庭や地域に対して、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する周知啓発を進めていくとともに、男女が対等な立場でそれぞれの役割を担うという意識の醸成に努めることが重要です。

【各分野で男女どちらが優遇されているかについて】



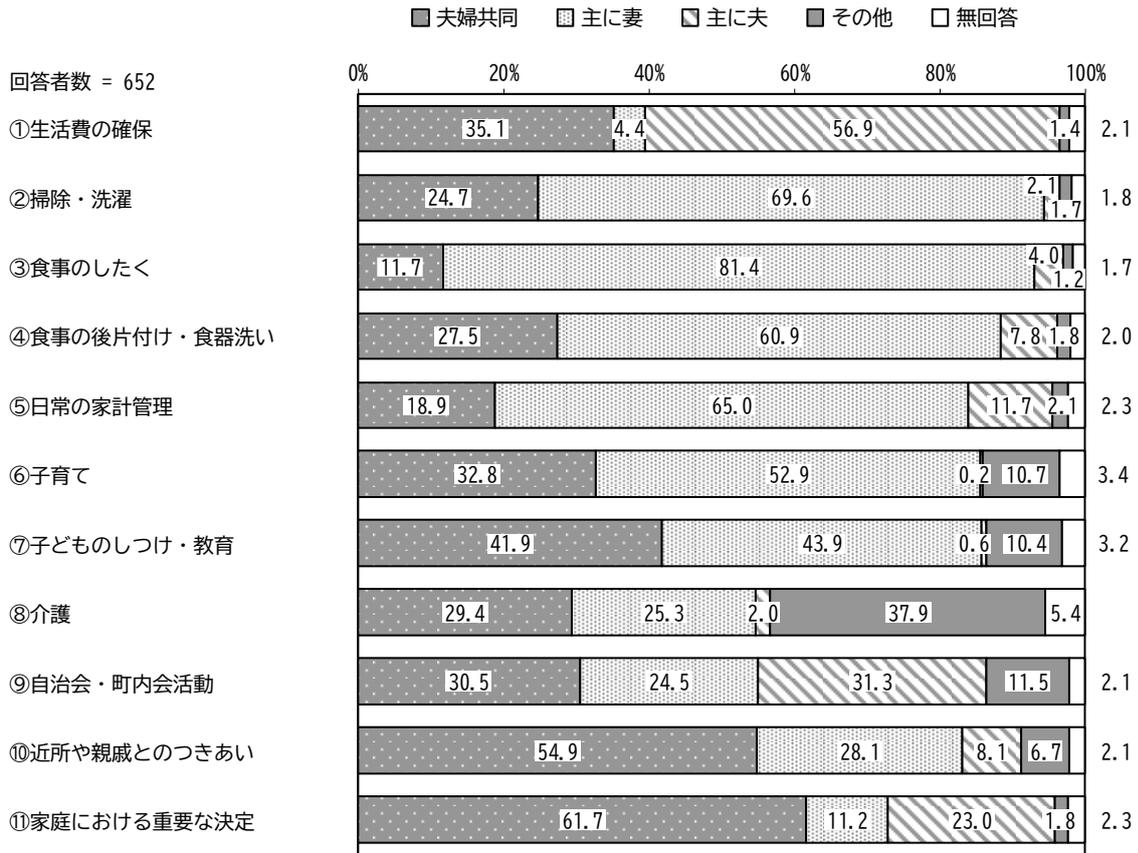
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【家庭での役割について（理想）】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

### 【家庭での役割について（現実）】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

### 基本施策13 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

家庭や地域に対し、男女共同参画についての啓発や学習の機会を提供し、地域やボランティア・市民活動団体が行う活動を支援します。

- 家庭や地域、市民活動団体向けの男女共同参画の学習機会を提供します。
  - 家庭における男女共同参画を促進するため、「家庭の日」の普及啓発を実施します。
  - 家事は女性の仕事という意識を改善するため、広報紙や情報紙、ホームページなどを利用して家庭での男女共同参画に関する情報を提供します。
  - 男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。  
【P. 53 基本施策 20 に再掲】
  - 地域で活躍する団体や子育てサークルなどが実施する事業を支援し、団体の育成を図ります。
  - 地域で活躍する団体やグループのネットワークづくりを促進します。
  - 地域のボランティア活動への参加の機会を拡充するため、学習の機会やボランティア情報を提供します。
  - 地域における伝統文化の継承、学習講座などを通じて、子どもや若者、高齢者など、世代間交流を実施します。
- 【主な担当課】 人権生活安全課、生涯学習課、危機管理課、子育て支援課、市民協働国際課、農務課

## 施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 【現状と課題】

本市では、事業所に対し、仕事と育児・介護、地域生活の両立が可能となる働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの考え方や経営上のメリット、必要性等について情報提供を行ってきました。また、男性向けの料理教室の開催、男性の地域活動への参加促進など、家庭や地域活動に男性が積極的に参加できるよう、意識の醸成と機会づくりに努めました。

市民へのアンケート調査結果では、ワーク・ライフ・バランスについて、希望としては「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が28.9%と最も高く、次いで「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい」が24.4%、「家庭生活」を優先したい」が24.3%となっています。

しかし、現実には、「仕事」を優先している」が29.1%と最も高く、次いで「家庭生活」を優先している」が23.6%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」が18.8%となっています。「仕事」を優先している」の割合は、性別でみると男性の割合が高く、年代別でみると30歳代の割合が高くなっています。

男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などを行うために必要なことは、「仕事と家庭の両立について支援制度などの環境整備をする」が39.3%と最も高く、次いで「仕事優先という社会全体の仕組みを改める」が34.1%、「労働時間の短縮や休暇制度を充実させる」が33.2%となっています。

男性の育児への参画を促していくために重要なことは、「男性が育児休暇制度を利用しやすくなること」が52.8%と最も高く、次いで「男性が育児に取り組む意識をもつこと」が44.4%、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などが進むこと」が39.5%となっています。

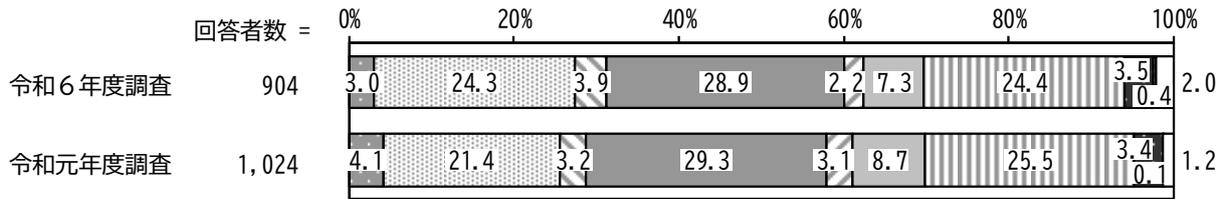
介護を担当する人については、介護を受ける人の「妻」が26.8%と最も高く、次いで「娘」が25.8%、「息子」が16.2%となっています。

社会で介護を担っていくために重要なことは、「介護休暇制度を利用しやすくすること」が60.6%と最も高く、次いで「気軽に介護の問題について相談できる窓口を設けること」が51.9%、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などが進むこと」が40.0%となっています。

今後も引き続き、家庭や地域活動における男性の積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。また、子育て環境や介護環境を整えていくとともに、事業所における育児・休業制度の取得推進を始めとしたワーク・ライフ・バランスに対する取組を充実させていく必要があります。あわせて、介護や育児は女性が主に担うものという根強い思い込みの解消を図っていくことも重要です。

【ワーク・ライフ・バランスについて（理想）】

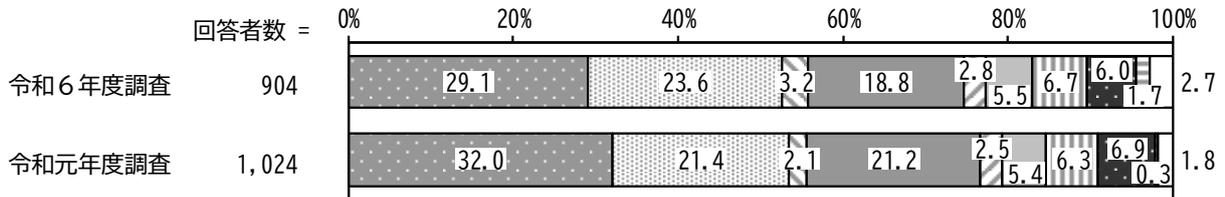
- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい
- わからない
- その他
- 無回答



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

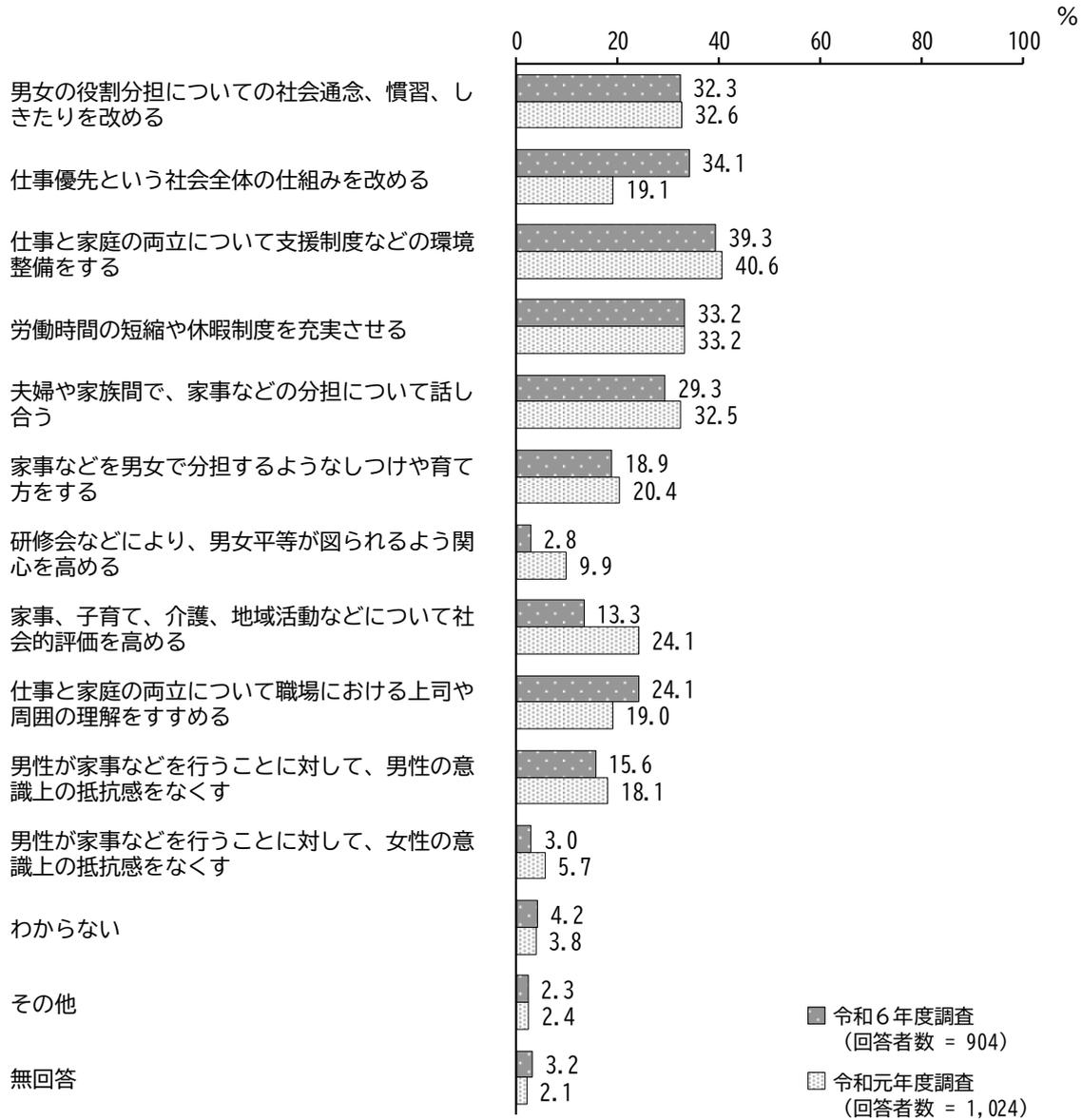
【ワーク・ライフ・バランスについて（現実）】

- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしている
- わからない
- その他
- 無回答



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

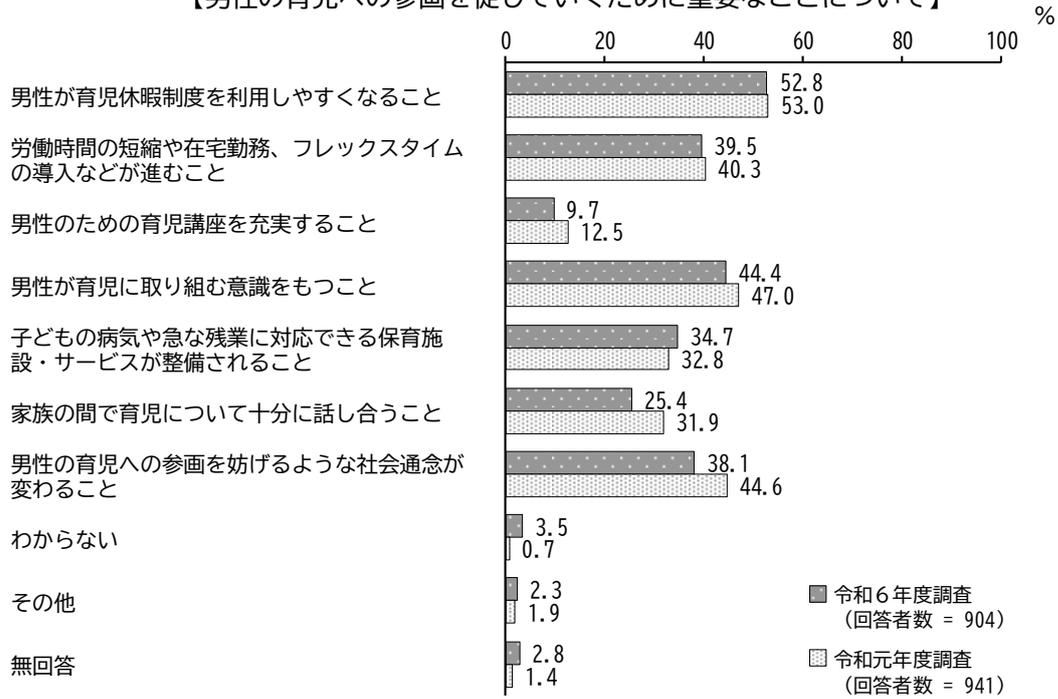
【男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などを行うために必要なことについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

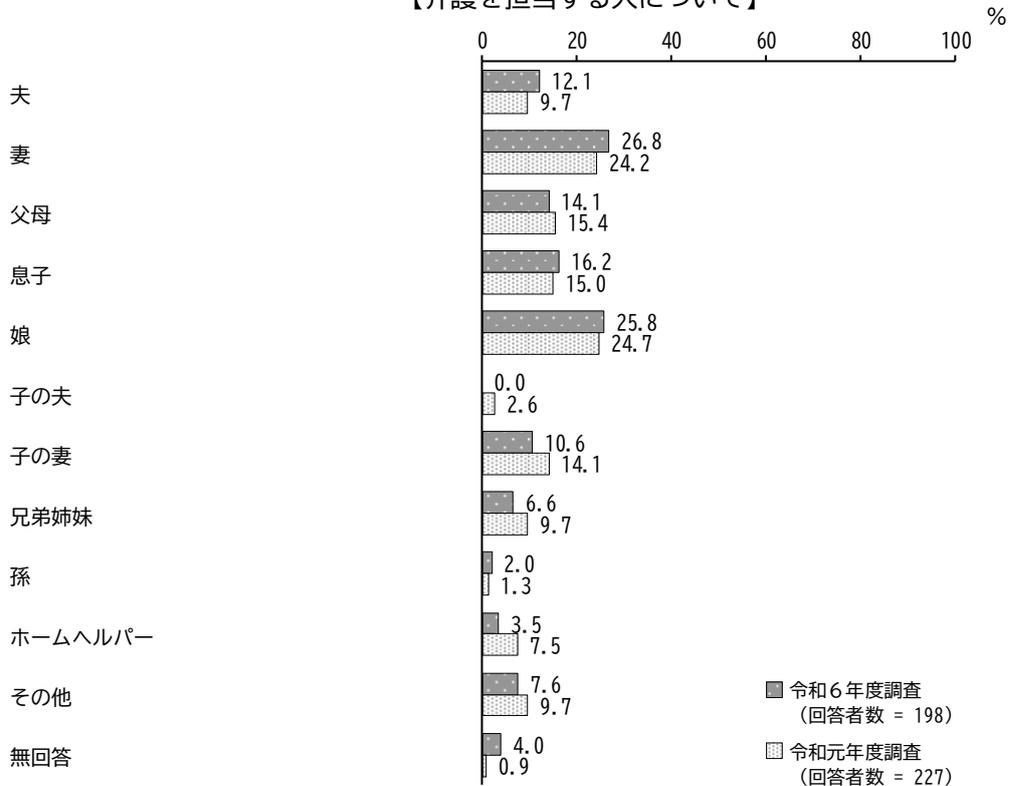
※前回調査では、「家事、子育て、介護、地域活動などについて社会的評価を高める」の選択肢は「男性による家事、子育て、介護、地域活動などへの参加について社会的評価を高める」となっていました。

【男性の育児への参画を促していくために重要なことについて】



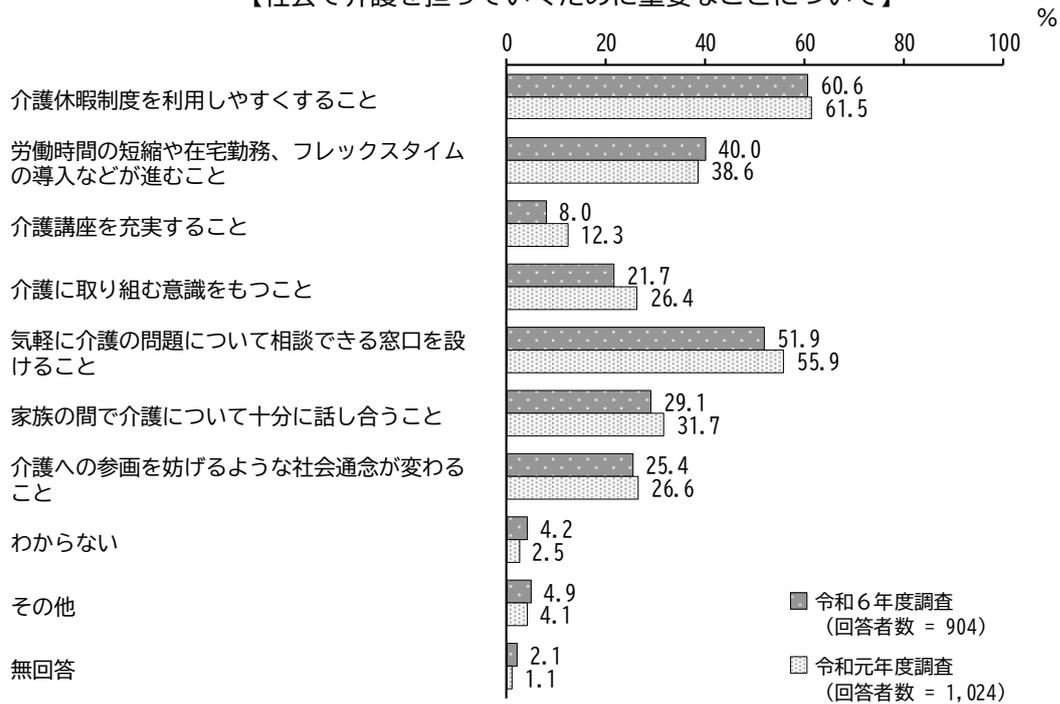
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【介護を担当する人について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）  
 ※前回調査では「家政婦」の選択肢がありました。今回調査では削除いたしました

【社会で介護を担っていくために重要なことについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

**基本施策14 ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発**

事業所に対し、仕事と育児・介護、地域生活の両立ができるようワーク・ライフ・バランスの考え方や経営上のメリット、必要性や先進事例などを情報提供し、取組について啓発します。また、学校教育においてもワーク・ライフ・バランスに関する学習に取り組めます。

○ファミリー・フレンドリー企業※や育児・介護休業制度等の情報を提供し、取組に向けての啓発を行います。

○事業所における社会活動への参加や取組などの啓発を行います。

○児童・生徒に対しワーク・ライフ・バランスの理解のため、家庭科などの授業において家庭や地域、仕事についての学習を行います。

【主な担当課】商工観光課、市民協働国際課、人権生活安全課、学校教育課

### 基本施策15 男性の家庭・地域活動等への参画促進

家庭や地域活動に男性も積極的に参画する意識の醸成と、機会づくりなどの支援に取り組めます。

○従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の醸成を図ります。

○男性の家事や育児、介護、地域活動の参画のための学習機会を提供します。

○子ども会やPTAなど、女性が参加する割合の多い地域活動に男性の参加を促進します。

【主な担当課】子育て支援課、保健センター、人権生活安全課、生涯学習課

### 基本施策16 子育て環境の充実化

豊川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭や地域における子育て支援、安心して子育てができる切れ目のない支援、仕事と子育ての両立の推進などに関する事業に取り組めます。

○保育需要の高い3歳未満児の受入拡充を図るとともに、市民ニーズに見合う保育サービスを提供します。

○相談体制の整備や保護者の交流、子育て自主グループの活動支援など、各種子育て支援サービスを実施します。

○子どもの居場所づくりに向けて、児童健全育成活動を推進します。

○保護者の経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。

○地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。

○悩みを抱えている青少年に対し、適切な助言や支援を提供します。

○子どもや若者を健やかに育成するための啓発や支援を実施します。

【主な担当課】保育課、子育て支援課、保険年金課、人権生活安全課、生涯学習課

### 基本施策17 介護環境の充実化

豊川市高齢者福祉計画・東三河広域連合介護保険事業計画に基づき、高齢者に関する相談・支援事業を充実させるとともに、家族介護者への支援を実施します。

○高齢者の総合的な相談窓口として、**福祉相談センター**の機能を充実します。

○誰もが介護に携わることができるように、介護保険制度の周知や介護技術の習得支援、家族介護者同士の交流の場を提供し、家族介護者を支援します。

【主な担当課】介護高齢課

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

### 施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援

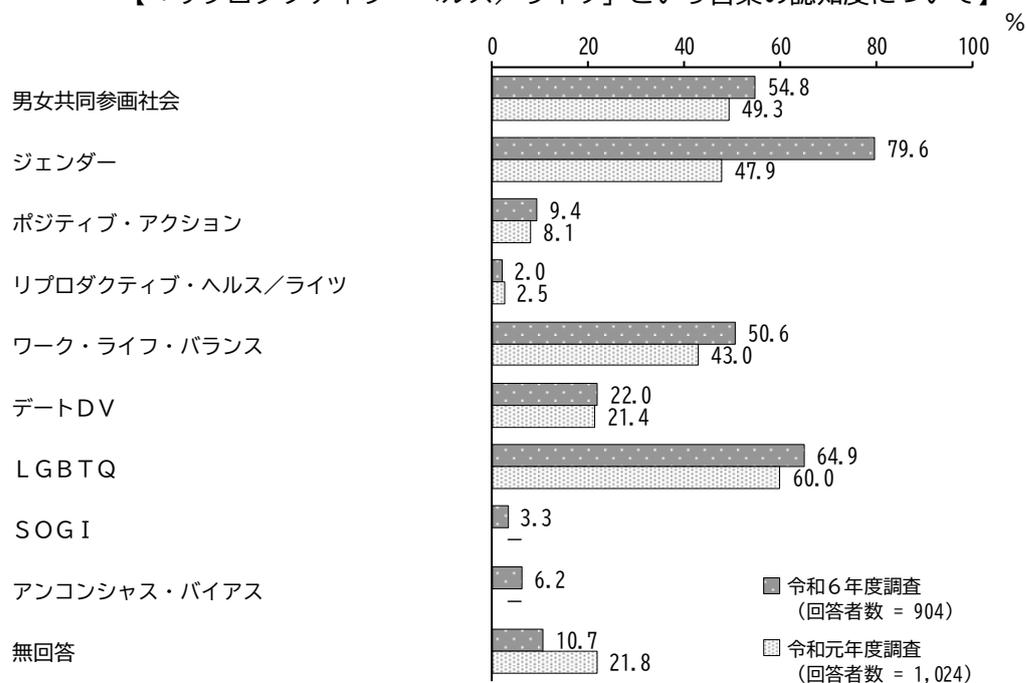
#### 【現状と課題】

女性はライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することを、だれもが理解することが、男女が生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送ることにつながることから、本市では、ライフステージに応じた心身の健康づくりを進めてきました。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女共同参画週間や市ホームページにて周知を図ってきました。

しかし、市民へのアンケート調査結果では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉を知っている人は2.0%で、前回調査と比較すると0.5ポイント減少しています。

今後も、市民のライフステージに応じた健康づくりを推進していくとともに、女性の健康を考える上で非常に重要である、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度が極めて低いことが大きな課題です。用語及びそれが意味するところの「性と生殖に関する健康と権利」に関する周知啓発をより一層強化する必要があります。

【「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

## 基本施策18 学校、家庭、職場における健康づくりの促進

市民のライフステージに沿った切れ目のない健康づくりや健康管理に関する事業、スポーツを通じた体力づくりなど、心身の健康のための事業に取り組みます。

○妊娠期・乳幼児期、児童期・少年期、働く世代、高齢者など、ライフステージに沿った心身の健康づくりのために、健康管理の推進や生活改善に向けた取組、メンタルヘルスや自殺防止対策などの事業を実施します。

○子どもや成人、高齢者といったライフステージに応じたスポーツ機会を提供するほか、多くの市民が意欲的に参加できるように様々なスポーツ機会の創出に努めます。

○喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止の推進に取り組みます。

○アルコールの及ぼす害や飲酒に対する正しい知識を得るため、学習する機会を充実します。

○児童・生徒へ薬物乱用の害から身を守るための学習を実施します。

【主な担当課】保健センター、地域福祉課、生涯学習課、スポーツ課、学校教育課

## 基本施策19 ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、市民への理解を啓発するとともに、その重要性や尊重に対する意識の醸成を促進します。また、母性保護の観点から、妊娠から出産までの安全と、健康管理や育児に対する不安解消のため、学習の機会や交流の場を提供し、正しい知識の普及啓発を図ります。

○男女とも性と生殖に関する健康について理解を深め、産む性としての女性の自己決定権を尊重する意識の普及啓発を実施します。

○妊娠から産後について母子ともに安心した生活が送れるように分娩、育児などについての正しい知識の普及啓発と健康維持に関する指導を実施します。

○妊婦の健康保持と健全な出産や育児ができるよう、教育を行うとともに、妊産婦同士や先輩パパママとの交流による父性、母性意識の向上とネットワークづくりや子育てをする仲間づくりを促進します。

○性感染症や婦人科的疾患、更年期障害、その他女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めて健康支援を実施します。

【主な担当課】人権生活安全課、保健センター

## 施策の方向9 男女共同参画の視点からの防災の推進

### 【現状と課題】

災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより多くの影響を受けることが指摘されています。

そのため、男女共同参画の視点を取り入れて、性別による災害から受ける影響の違いなどに配慮した平常時の備えや災害対策を行っていくことが重要です。

### 基本施策20 男女共同参画の視点からの防災の推進

避難所での生活をはじめ、災害時における男女のニーズの違い等を把握し、女性の視点を反映させるため、防災分野における女性の参画の拡大や、防災の現場における男女共同参画を推進します。

- 女性の視点を取り入れた災害への備えを啓発します。
- 女性が安心できる避難生活を支援します。
- 男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。【再掲 P.44 参照】
- 男女共同参画の視点からの防災について情報収集を行うとともに、庁内関係各課との連携を図ります。

【主な担当課】危機管理課、人権生活安全課

## 施策の方向10 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

### 【豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】

#### 【現状と課題】

本市では、生活困窮者や高齢者、障害者に対し、相談支援や福祉サービスの充実、経済的支援等を行ってきました。

市民へのアンケート調査結果では、女性が困難な状況から回復するために必要なことについて、「安心できる居場所」の割合が最も高く、次いで「困難な状況に気づいてくれる人の存在」、「一時保護などの緊急時に対応できる市の体制が整っていること」の割合が高くなっています。

また、困難な問題を抱える女性が公的機関等に相談しやすい方法について、「電話」、「対面で面接相談」、「SNS（LINE、X（旧Twitter）、Instagram等）」など様々な方法が求められていることがわかります。

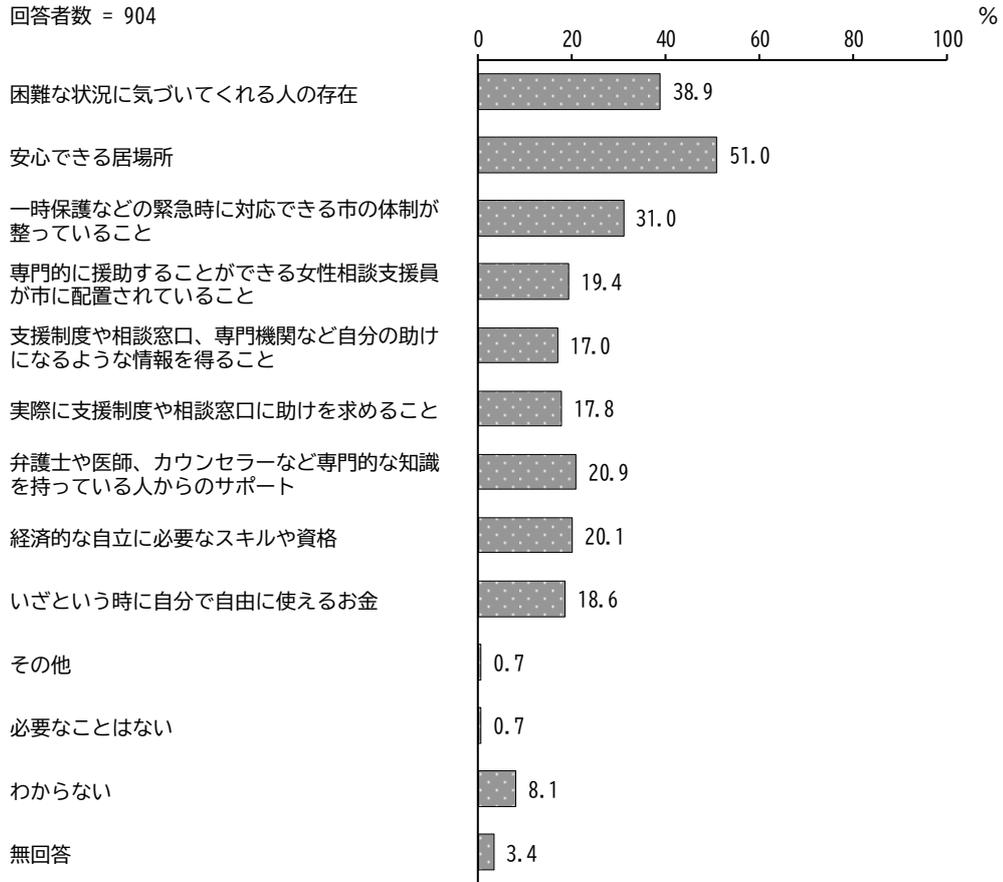
また、国の基本方針にあるように、性自認が女性であるトランスジェンダーの方について、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、相談内容や支援対象者本人の希望を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しながら、民間の支援団体等の関係機関とも連携して可能な支援を検討することが必要となります。

困難を抱えた市民が安心して暮らしていくことができるよう、自立支援や経済的支援を行っていくとともに、相談体制の充実を図っていくことが重要です。

また、今後はさらに多様性を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる差別のない社会、男女共同参画社会の実現を目指していくことが重要となります。

【女性が困難な状況から回復するために必要なことについて】

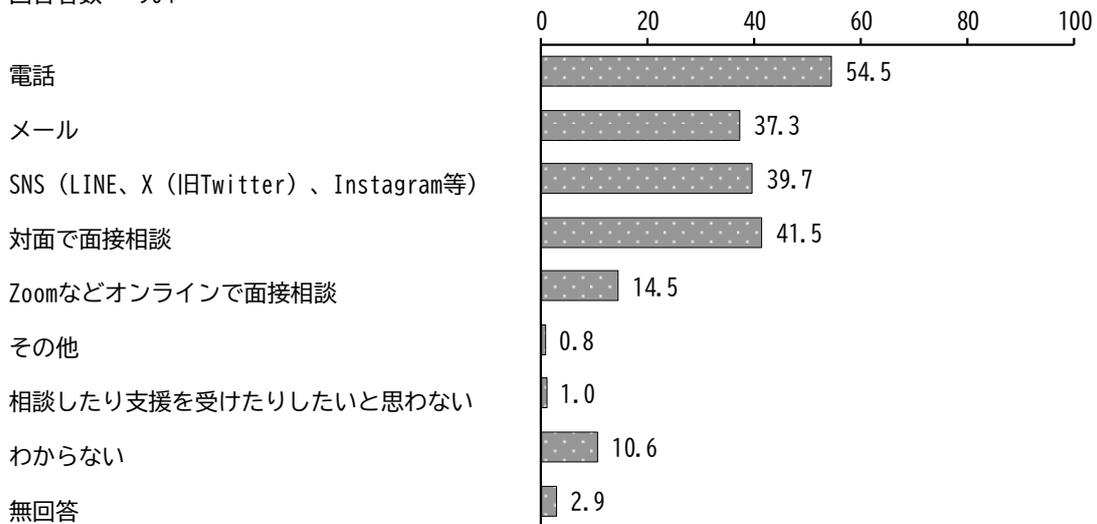
回答者数 = 904



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【困難な問題を抱える女性が公的機関等に相談しやすい方法について】

回答者数 = 904



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

## 基本施策21 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

将来像「自立と支え合いの男女共同参画社会」の実現を目指して、高齢者や障害者などが健康で生き生きとした生活が送れるよう、生活支援を充実させていくとともに、社会参画を促進する事業に取り組みます。

また、高齢者や障害者、ひとり親世帯、**外国人**など様々な生活上の困難を抱えている人や女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人に対して、**本人の状況に配慮した自立支援・経済的支援を進めるとともに、庁内関係各課の相談員や職員の資質の向上を図っていきます。**

- 自立した生活を送ることができるように、生活困窮者相談の充実を図ります。
- 生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、高齢者への能力活用を図ります。
- 高齢者や障害者などの経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。
- ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、手当や助成、相談事業を実施します。
- 地域において、障害者が自立した生活を送れるように、福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の生活意欲の向上と体力の維持、健康寿命の延伸に対する意識啓発を実施し、地域生活において生きがいを持って安心して生活できるよう、福祉サービスの推進、介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。
- 誰もが、認知症になっても社会とのつながりを持って生き生きとした生活ができるよう、地域における認知症の理解を促進します。
- 地域高齢者の親善と交流、健康と福祉の増進のための事業を開催し、高齢者の地域社会への参加を促します。
- 言葉の問題で支援ニーズや意思の把握に支障が生じないよう、多言語による相談対応を行います。
- 関係機関などが主催する相談員や担当職員向けの研修に参加したり、庁内関係各課を対象とした研修などを実施したりすることで、相談員や職員の資質向上を図ります。【P. 62 基本施策 22 に再掲】
- 関係機関や庁内関係各課との連携により、支援対象者の状況に対応できる適切な一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて適切な支援を提供します。【P. 62 基本施策 22 に再掲】

【主な担当課】 地域福祉課、**障害福祉課**、介護高齢課、保険年金課、子育て支援課、生涯学習課、**市民協働国際課**、人権生活安全課

## 施策の方向11 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

### 【豊川市DV防止基本計画】

### 【豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画】

#### 【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力であるDVや、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを始めとした各種ハラスメントは、男女共同参画社会の根底となる人権を無視した行為で、決して許されるものではありません。

特に、DVやセクシュアル・ハラスメントの被害者の多くは女性であり、それが、男女が平等な構成員として社会に参画する際の障壁となっています。その根本的な要因には、ジェンダーに基づく男性像、女性像の固定観念があります。また、DVの多くは、個人や家庭の問題であるという認識により被害が潜在化、深刻化しやすく、子どものいる家庭では、児童虐待につながる可能性があります。

市では、「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせた、女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなんだパープル・ライトアップ事業への参加や、男女共同参画情報紙「ゆい」や市ホームページなど機会を通じて周知啓発を行ってきました。

市民へのアンケート調査結果では、「DVを受けたことがある」人は20.8%で、その内容は「言葉などによる心理的攻撃」と「殴る、蹴るなどの身体的暴行」の割合が高くなっています。

DVを受けた時に相談したかについては、「相談しようと思わなかった」が46.6%と最も高く、次いで「相談したかったが、相談しなかった」が25.1%となっています。「相談しようと思わなかった」という回答の割合は、男性のほうが高くなっています。

相談しなかった理由は、「相談してもむだだと思ったから」が51.1%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が38.7%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が34.3%となっています。

相談した場合に、安心して相談できたところについては、「自分の家族・親戚」が68.4%と最も高く、次いで「友人・知人」が42.1%、「相手の家族・親戚」が15.8%となっています。

「セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）を受けたことがある」人は、16.4%となっています。セクハラを受けた場所については、「職場」が84.5%と最も高く、次いで「学校」が17.6%、「地域」が14.9%となっています。

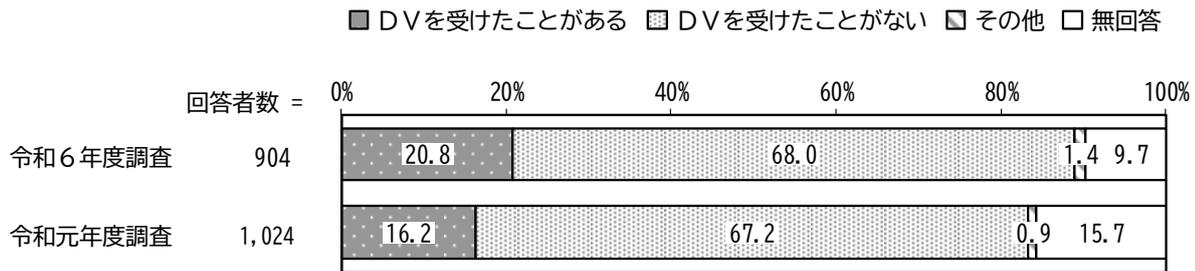
現状では、家族や友人など身近な人に相談するケースがほとんどで、支援のための窓口が十分に利用されていないことや、相談しても問題が解決しないと考えている人が多いことが課題となっています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

それに対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、今後、設置に向け検討を進める必要があります。

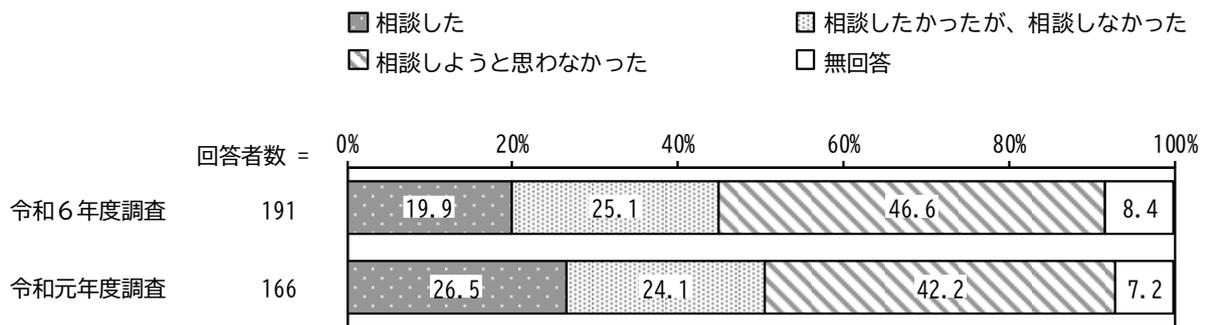
各種ハラスメントや女性などに対する暴力の根絶に向けて市民の意識を高めるため、法律や支援制度、相談窓口の情報提供を一層強化していくとともに、関係機関と連携し、被害者への支援のための保護・自立支援の体制を整えることが必要です。

### 【DVを受けたことがあるかについて】



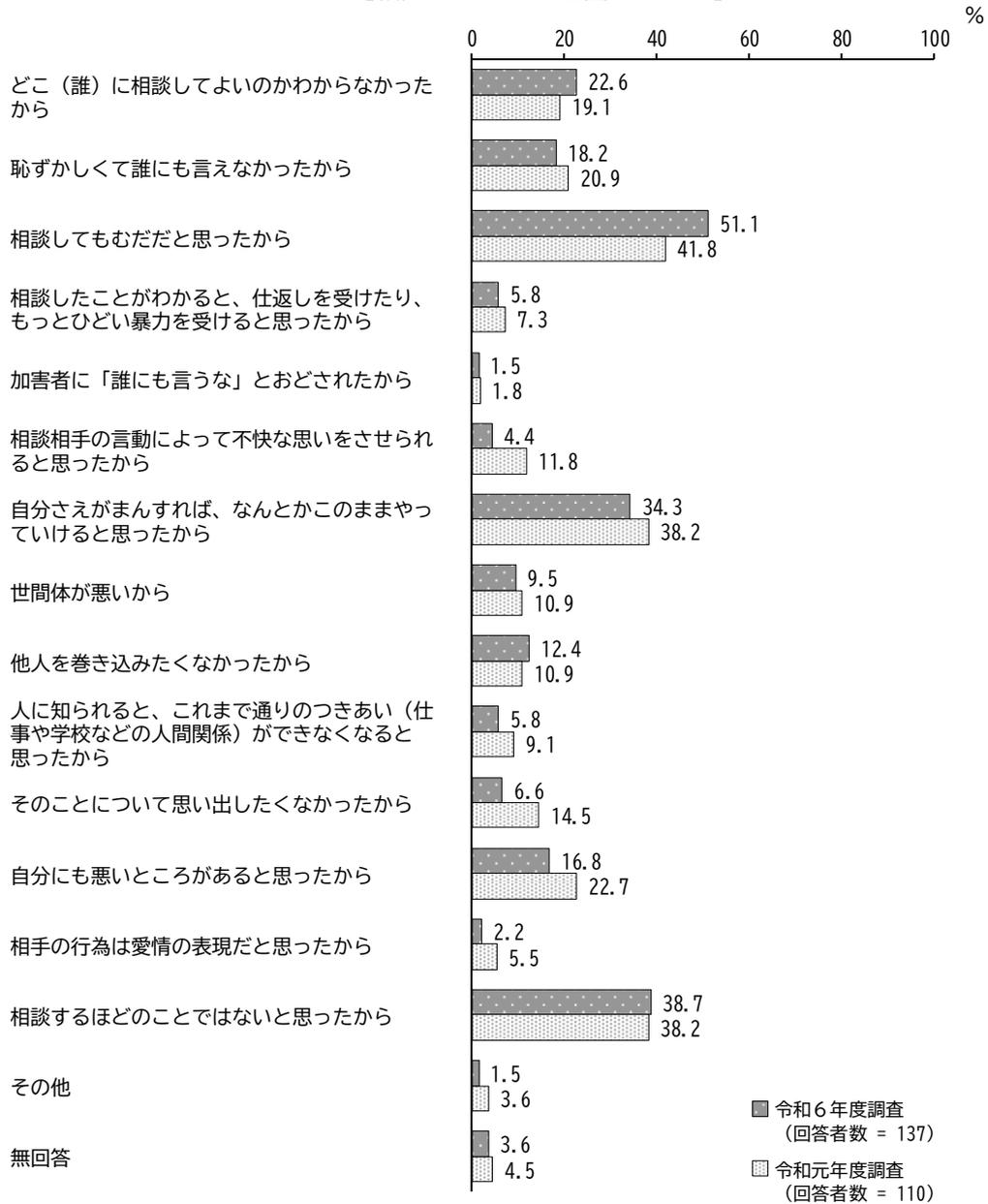
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

### 【DVを受けた時に相談したかについて】



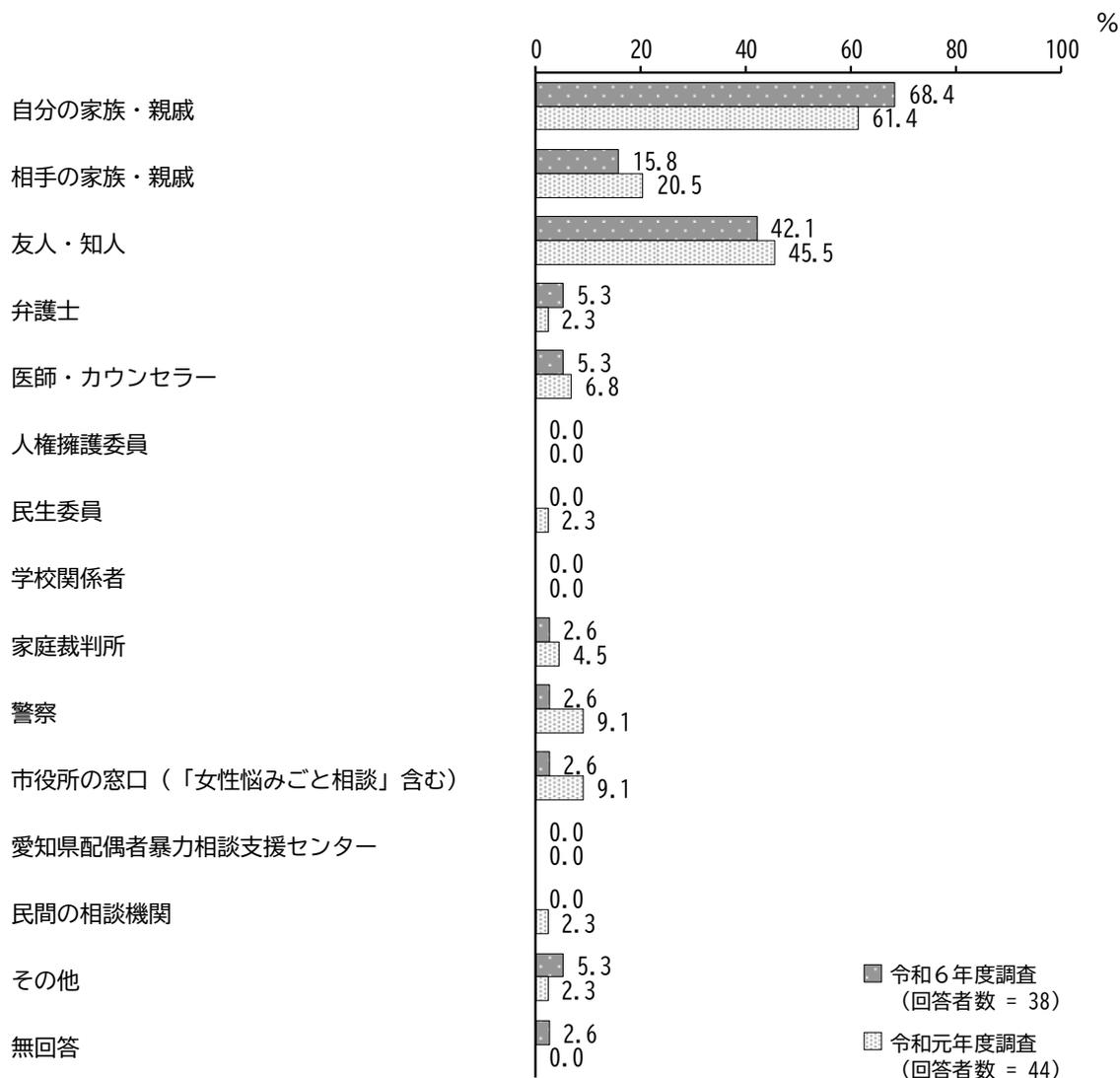
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【相談しなかった理由について】



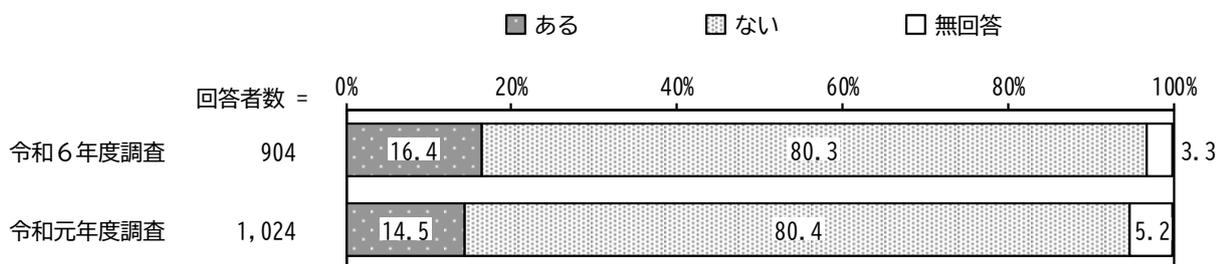
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【相談した場合に、安心して相談できたところについて】



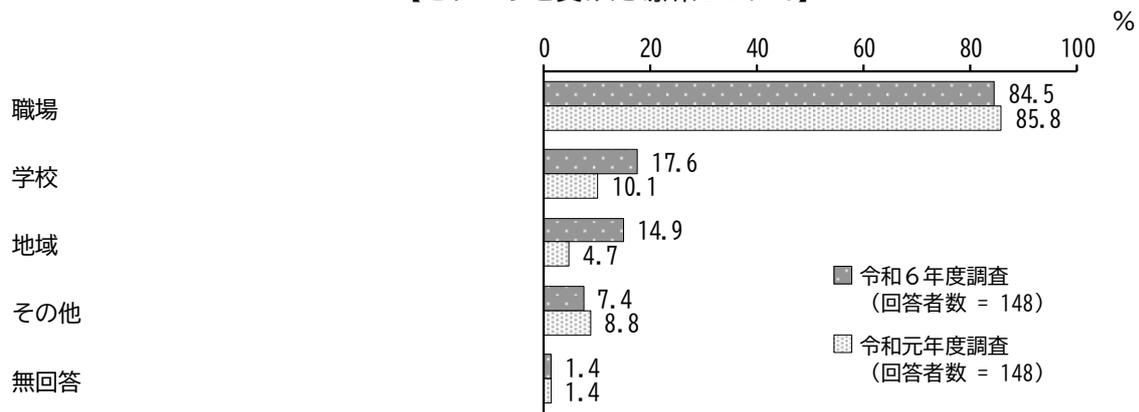
資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【セクハラを受けたことがあるかについて】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

【セクハラを受けた場所について】



資料：豊川市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（令和6年度実施）

## 基本施策22 暴力、児童・高齢者・障害者虐待の防止対策の推進

暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止、根絶に向けた啓発や相談事業の実施、関係機関との連携体制の構築と被害者の保護、自立支援のための体制づくりに取り組みます。

また、暴力や虐待被害が深刻化する前に、相談から保護・自立に至る支援を行うためには、相談窓口の広報・啓発とともに、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するため、庁内関係各課との連携の強化により、相談体制の充実を図ります。

- 配偶者等からの暴力の防止や、被害者の保護等に関する法律を周知します。
  - 暴力や児童・高齢者・障害者虐待などの根絶に向けた啓発・研修会などを実施します。
  - 暴力や児童・高齢者・障害者虐待防止対策として関係機関とのネットワークを強化します。
  - 暴力や虐待など当事者が抱える心の問題などに対して、誰もが相談しやすい環境整備を進め、相談内容に応じて関係機関や市民活動団体などの民間団体との連携を図ります。
  - 暴力などの被害者支援のため、カウンセリングや専門機関、シェルター（保護施設）などの情報を提供します。
  - 関係機関などが主催する相談員や担当職員向けの研修に参加したり、庁内関係各課を対象とした研修などを実施したりすることで、相談員や職員の資質向上を図ります。【再掲 P. 56 参照】
  - 関係機関や庁内関係各課との連携により、支援対象者の状況に対応できる適切な一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて適切な支援を提供します。【再掲 P. 56 参照】
- 【主な担当課】人権生活安全課、子育て支援課、地域福祉課、障害福祉課、介護高齢課、学校教育課

## 基本施策23 多様なハラスメントの防止対策の推進

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの防止対策の必要性を理解してもらうための啓発を実施します。

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を進めます。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント防止対策に向けた相談窓口を周知します。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを始めとした様々なハラスメント、待遇など、労働に関する相談を実施します。
- 様々なハラスメントを防止するための職員研修を実施します。【主な担当課】人権生活安全課、商工観光課、人事課